

福島町地域福祉計画

(案)



平成 22 年 1 月

町 民 課

はじめに

少子高齢化の一層の進行、核家族化、長引く不況など、地域を取り巻く社会環境は大きく変化してきており、孤独、自殺、虐待、ひきこもりなどの新たな社会的問題が起きている今日です。

当町においても、急激な高齢化と少子化が相まって地域や家族で支える力が低下しており、ひとり暮らしの高齢者の問題などが深刻化しています。

これまで当町では、対象者ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や健康づくり推進計画などを策定し、様々な施策に取り組んできました。この度、保健福祉施策の総合力を高めるため、当町の実情を踏まえた福祉ビジョンを定め、住民、地域の団体・事業者や行政が協働して地域福祉を推進するための「福島町地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指しています。

町民一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、町民の代表が主体となり、自由闊達な話し合いを重ねた知恵が集結したものです。

併せて、ひとり暮らしの高齢者等を津波や地震などの災害から救うため「福島町災害時要援護者避難支援プラン」を同時に策定し、地域全体で支援が必要な町民を支えるシステムを構築してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、“まちの福祉のあり方”を熱心にご討議いただきました策定委員会の皆様はじめ、住民アンケートや地区懇談会にご協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成22年2月

福島町長 村 田 駿

目次

第1章 はじめに	1
1 地域福祉計画ってなに？	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定の経過	4
5 地域福祉推進にあたってのまちの現状	6
第2章 福島町の地域福祉推進の理念	9
1 福祉のまちづくりへの挑戦	10
2 地域福祉の基本的考え方	11
3 施策の体系	12
第3章 地域福祉の進め方	15
1 みんなの元気が支えるまちづくり(健康・生きがい)	16
(1) 健康	16
(2) 生きがい	18
2 みんなで手をつなぐまちづくり(交流・相談)	20
(1) 交流	20
(2) 相談	22
3 みんなが笑顔になるまちづくり(情報・安全安心)	24
(1) 情報	24
(2) 安全安心	26
第4章 計画の推進	29
1 地域福祉推進のための圏域設定	30
2 地域福祉への参加	31
3 地域福祉の推進・調整	33

4	計画・取組の周知	34
5	地域福祉の進み具合の評価	34
資 料 編		35
1	策定関係資料	36
	(1) 策定経過	36
	(2) 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿	37
	(3) 設置要綱	38
2	データからみた本町の状況	39
3	アンケートの主な結果	41
4	地区懇談会ワークショップ	48



第1章 はじめに

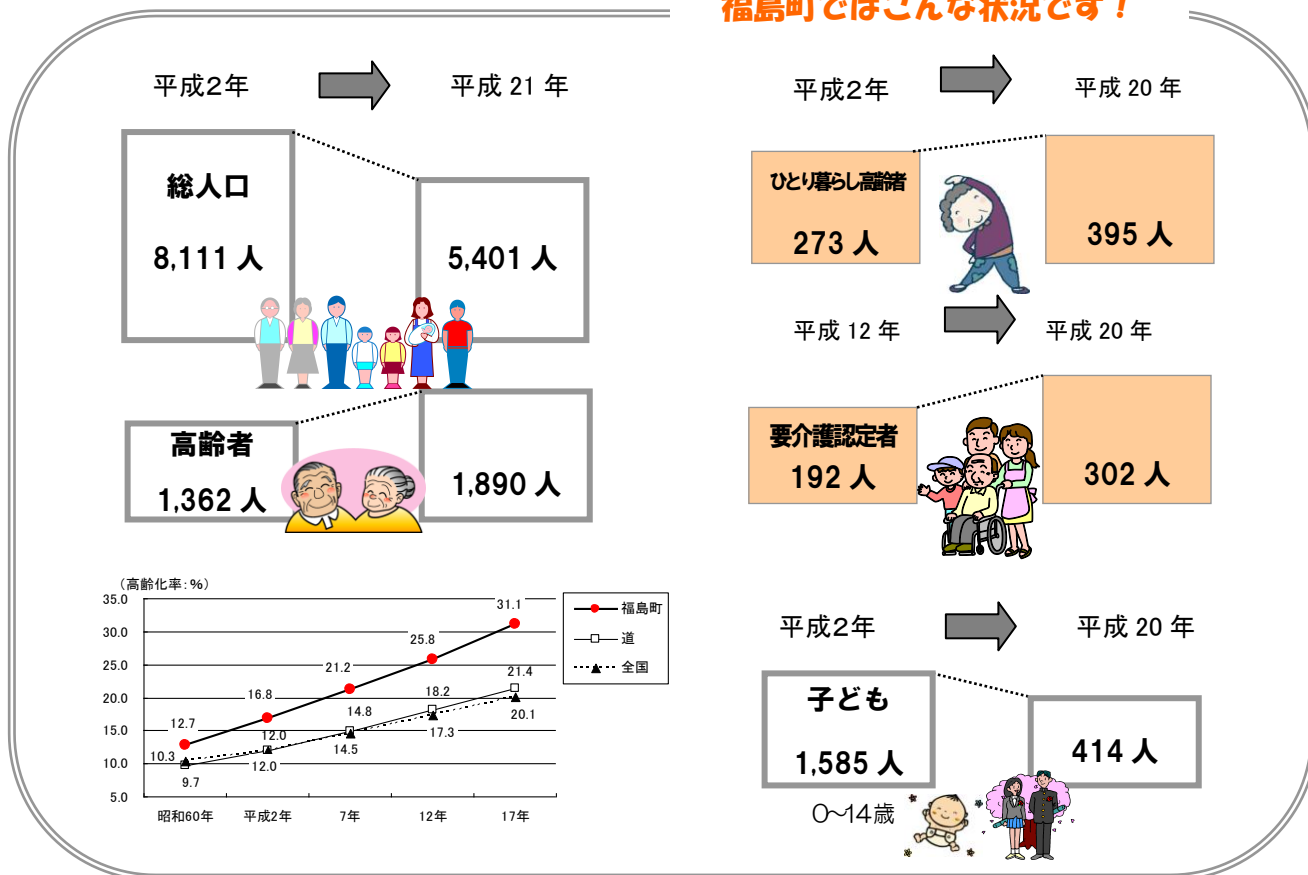
この章では、本計画を策定する目的、位置づけ、計画期間、策定するにあたって実態把握や住民意見の収集などを記載しています。

1 地域福祉計画ってなに？

すべての住民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、安全に安心していきいきと暮らすことができるまちをつくる取組が「地域福祉」です。

わたしたちのまち福島町では総人口は減少の一途、65 歳以上の高齢者が3分の1を超え、北海道・全国を大きく上回っており、子ども1人に対し高齢者がおよそ5人という状況です。高齢者が多いため、要介護認定者やひとり暮らし高齢者も増加しています。

福島町ではこんな状況です！



注：総人口、高齢者及び子どもは、平成2年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳

要介護認定者は各年10月、ひとり暮らし高齢者は、平成2年は国勢調査、平成20年は住民基本台帳等

本町では、このような支援が必要な住民に対して様々なサービスを行っていますが、サービス対象者は増加してきており、住民一人ひとりの生活様式に合わせたきめ細やかな対応が難しくなっています。

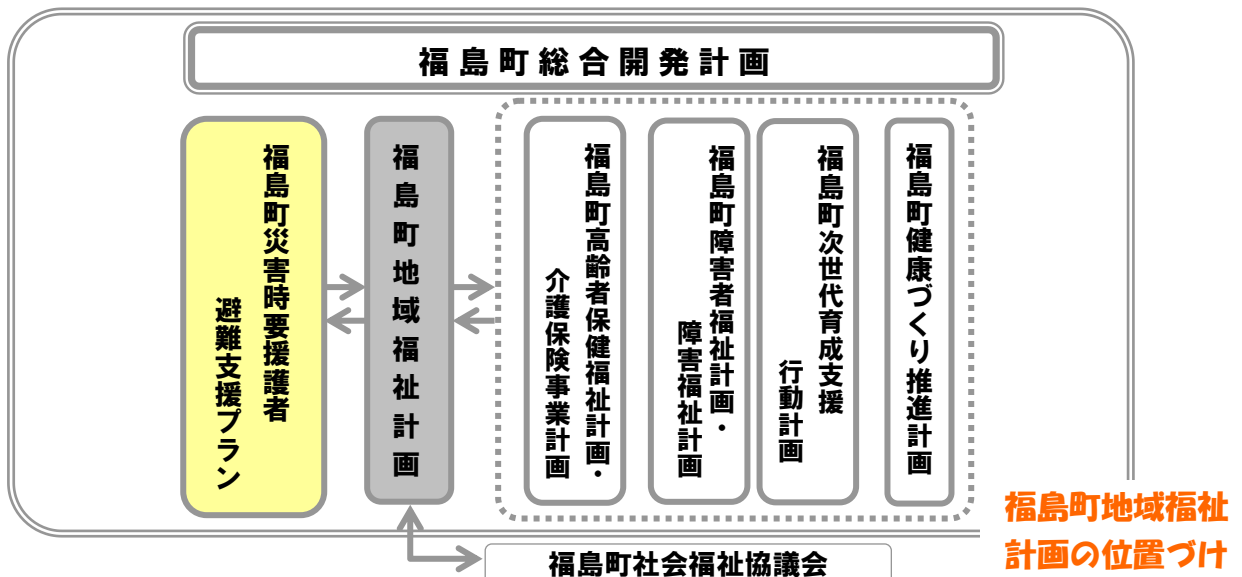
そこで、同じ地域に暮らす住民同士の助け合い、支え合いの関係が必要です。このような地域の住民が力を合わせていくことが「地域福祉」の姿です。

2 計画の位置づけ

これまでの福祉施策は、支援を必要とする人に対する行政からの一方的なサービス提供や措置（行政が職権で必要性を判断し、サービスの種類・提供機関を決定する）が主な内容でした。少子高齢化の進展やひとり暮らし高齢者が増加している本町では、家族内で支える力が低下しており、地域での助け合う力もこれまでのように自然派生的な個々人の力に頼ることは難しくなっています。

本町が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条¹に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる「福島町総合開発計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

具体的には、対象者ごとの個別計画として策定している高齢者の計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）、障害者の計画（障害者福祉計画・障害福祉計画）、子どもの計画（次世代育成支援行動計画）、及び健康に関する計画（健康づくり推進計画「いきいき健康ふくしま21」）に共通する理念や福祉ビジョンを踏まえて、住民の生活に密着した保健福祉サービス提供体制の基盤づくりを住民・町内会・町社協・サービス事業者・関係機関・行政の協働によって推進していくための指針となるものです。なお、同時策定となる「災害時要援護者避難支援プラン」との整合を図っています。



¹ 社会福祉法第107条：

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の期間

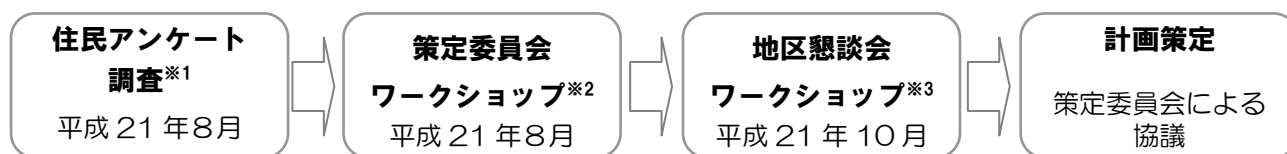
この計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間です。

【計画の期間】



4 策定の経過

この計画は、アンケート調査、地域福祉にかかる関係団体などによって組織された「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」の協議のほか、地区における懇談会を行い、策定しています。



※1 住民アンケート調査

調査対象	福島町に居住する 18 歳以上町民
標 本 数	1,000
回 収 率	54.9%
抽 出 法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	平成 21 年 8～9 月

※2 策定委員会（ワークショップ）

開催目的	私たちの周りの気になることをテーマに、グループで考え、共有化する。
開催時期	平成 21 年 8 月 18 日
場所・時間	青函トンネル記念館 18 時～20 時
参 加 者	3グループ 20 人

※3 地区懇談会（ワークショップ）

開催目的	吉岡 1・2・3 町内会における課題解決を提案する。
開催時期	平成 21 年 10 月 19 日
場所・時間	吉岡生活改善センター 18 時 30 分～20 時 30 分
参 加 者	4グループ 24 人（策定委員含む）

※2 策定委員会（ワークショップ）



※3 地区懇談会（ワークショップ）



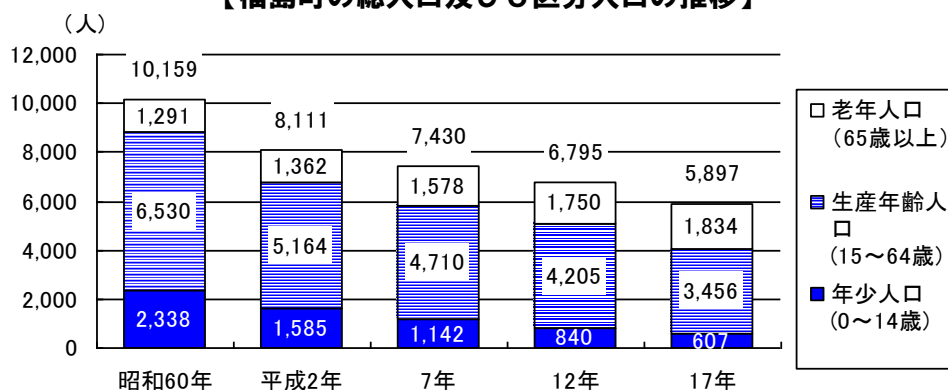
5 地域福祉推進にあたってのまちの現状

**本町は人口減少が著しく、60代・70代の住民や
高齢女性が多いまちです。**

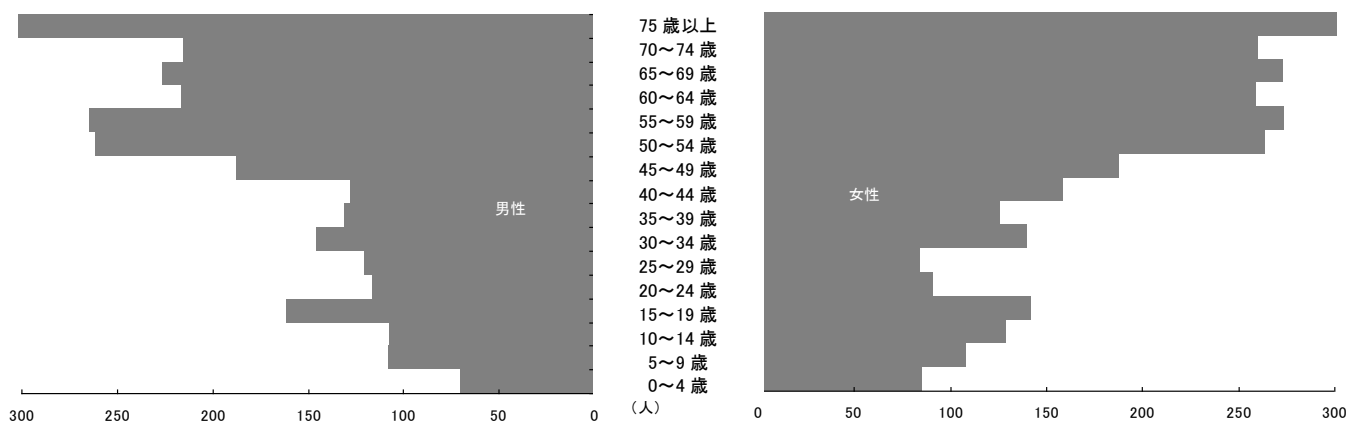
本町の総人口は昭和60年では10,159人でしたが、平成17年は5,897人と6千人を下回りました。今後も人口減少が予測されており、平成24年には5千人を下回ると推計されています（「福島町まちづくり行財政推進プラン」検討のための財政推計）。

老年人口（65歳以上）比率は、平成17年で31.1%と道（21.4%）・全国（20.1%）を大きく超え（P2図参照）、60～70代の住民、とりわけ高齢女性が多くなっています。

【福島町の総人口及び3区分人口の推移】



【福島町の人口構造】

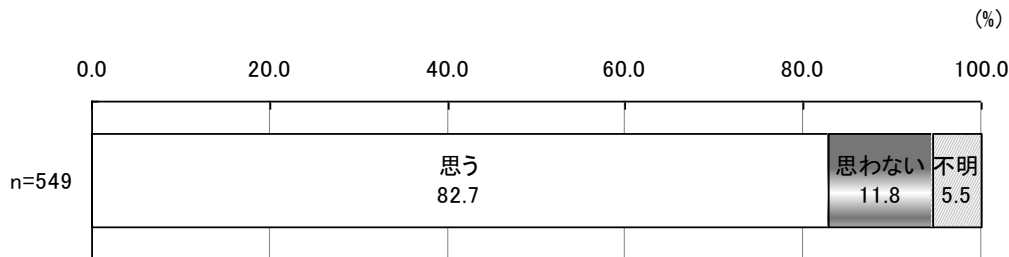


資料：国勢調査

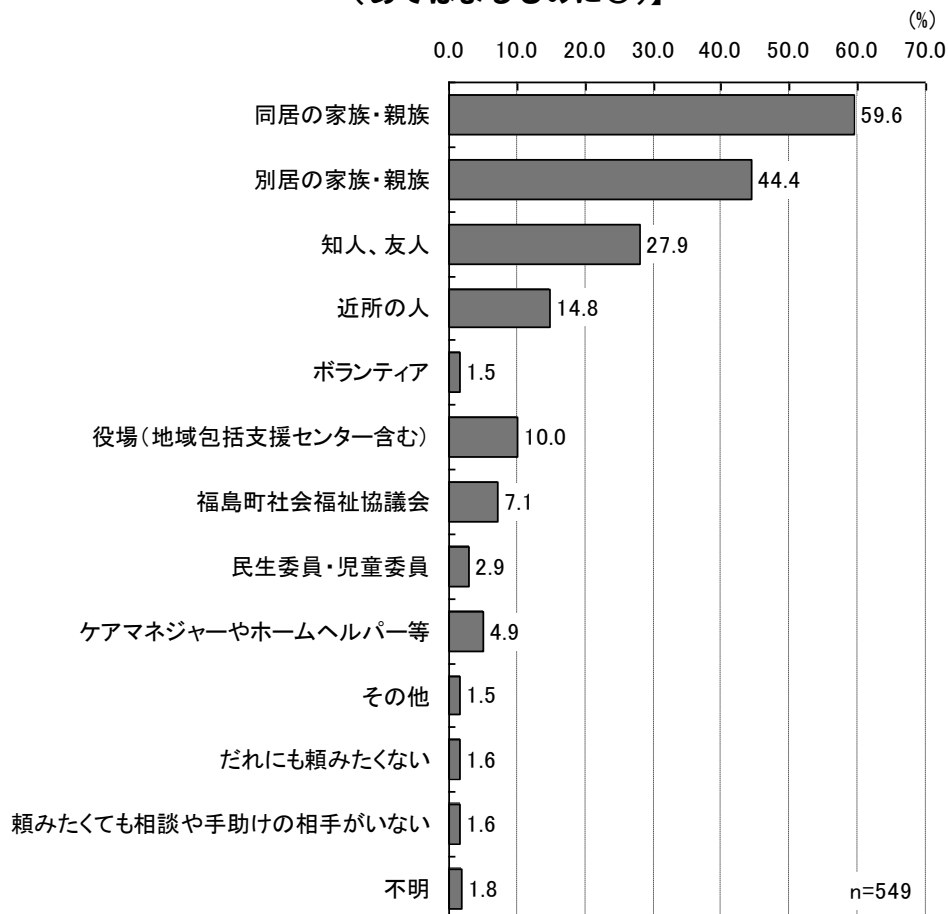


**困っている人を手助けしたいとする人は8割を超えていますが、
手助けされる側は、親族を望む人が圧倒的多数です。**

【となり近所や地域の中で、高齢者や障がい者（児）の介護、あるいは子育てなどで悩んだり困っている世帯があったら、何か手助けをしたいと思いますか（1つに○）】



【生活上の問題で相談や助けを必要とするとき、だれに手助けを頼みたいですか（あてはまるものに○）】

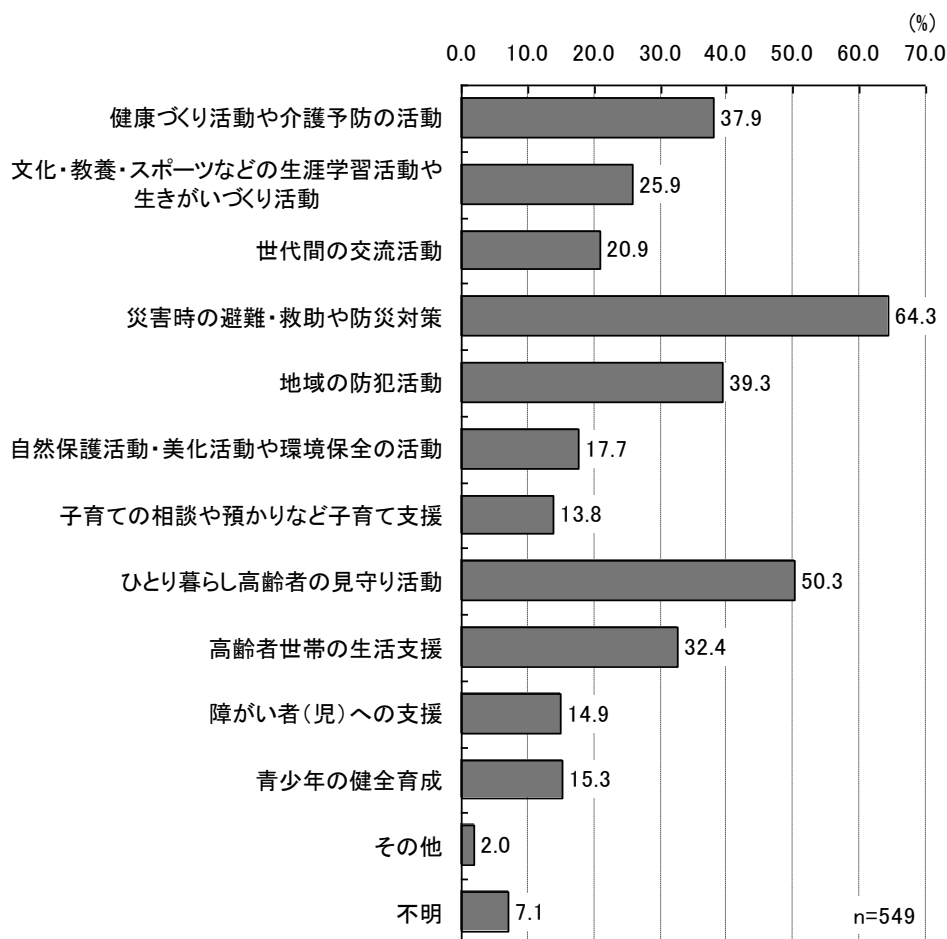


資料：住民アンケート（平成 21 年8月）

地域で悩みや困っている世帯に手助けをしたい人は8割を超えています。一方、困った時の相談や手助けを頼みたい相手は「同居の家族・親族」（59.6%）や「別居の家族・親族」（44.4%）など親族をあげています。

**地域で最も協力すべきことは、災害時の避難・救助や防災対策、
続いて、ひとり暮らし高齢者の見守り活動です。**

【地域でみんなで協力して行った方がいいと思うのはどのようなことですか（5つまでに○）】



資料：住民アンケート（平成 21 年8月）

地域で最も協力すべきは「災害時の避難・救助や防災対策」で6割を超え、すべての年代で第1位です。第2位は「ひとり暮らし高齢者の見守り活動」で5割となっています。



第2章 福島町の地域福祉推進の理念

この章では、本計画の基本的な考え方や施策の体系を記載しています。

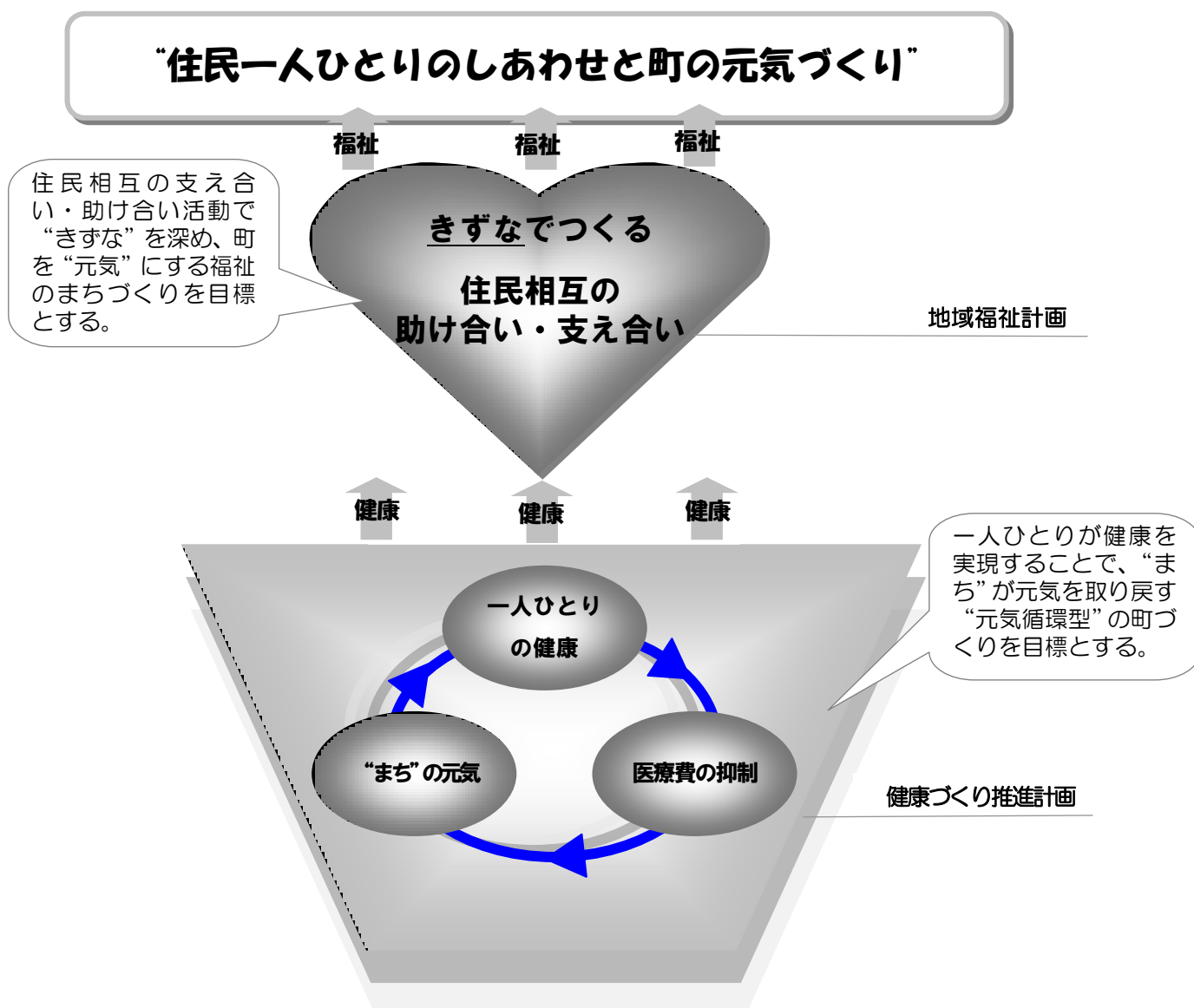
1 福祉のまちづくりへの挑戦

今、本町では、健康づくり推進計画（「いきいき健康ふくしま 21」）を推進することによって、住民一人ひとりの健康を実現することで町の元気づくりに挑戦しています。

本町は人口5千人の小さな町ですが、健康づくりに続き、一人ひとりが福祉に目覚めることによって、すべての住民が支え合う資源となり、町を元気にする可能性を秘めています。

本計画は一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するものです。

図 本町の福祉のまちづくりへの挑戦イメージ



2 地域福祉の基本的考え方

本町はイカ漁など漁業を中心としてきましたが、高度成長期には男性・若者の出稼ぎや季節労働によって支えられてきました。その後、青函トンネル工事の基地となって転入者が増え、昭和 50 年のピーク時には総人口 1 万 2 千人台を記録するなど町は活気を帯びました。しかし、昭和 62 年の工事完成が近づくにつれ、転出者の増加や漁師の転職などにより人口は激減しました。このような人口減少と少子高齢化の進展が相まって、高齢者や女性を中心となって地域を支えており、今後もこの状況が続くことを前提にした、福祉のまちづくりを行っていく必要があります。

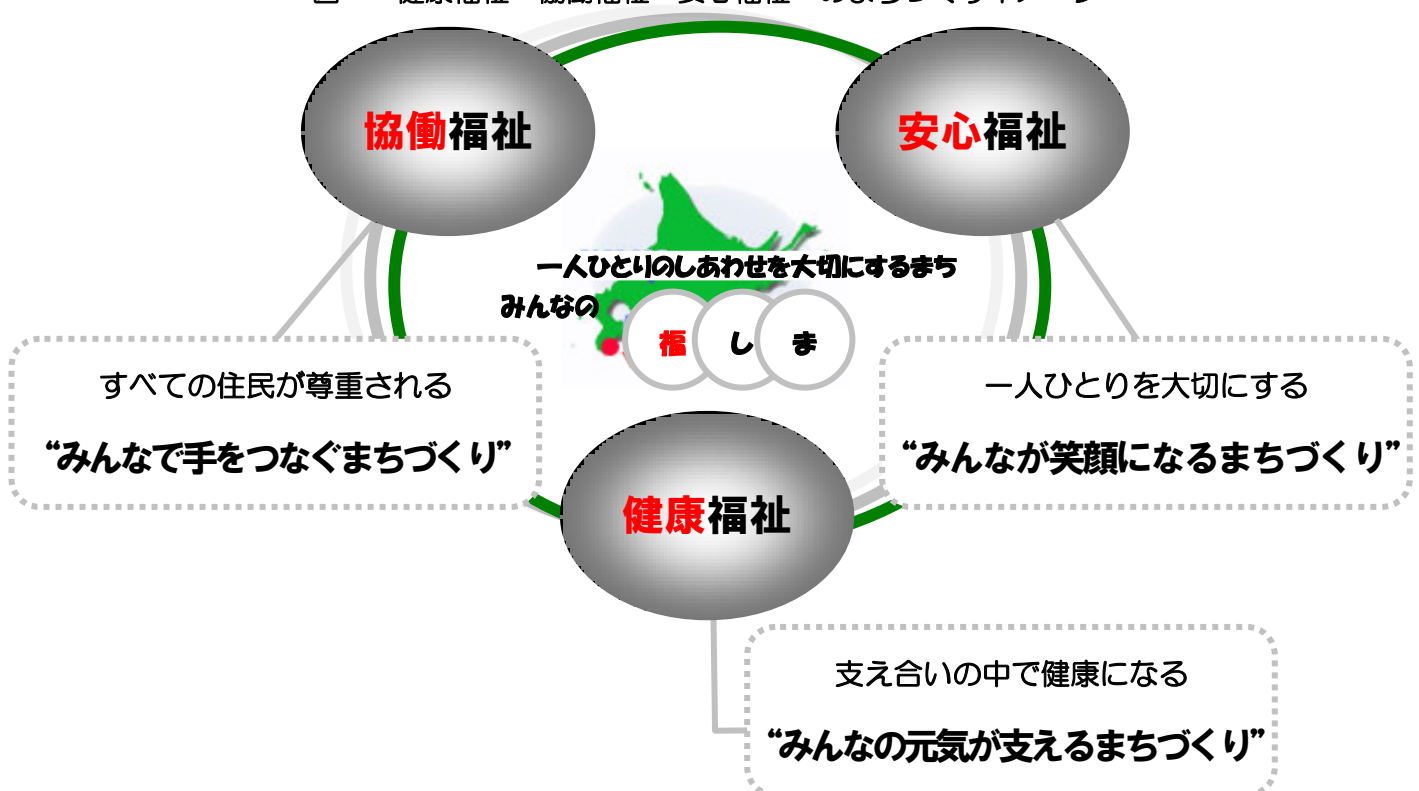
本計画では、住民**みんながしあわせになる**まちをつくるため、支え合いの中で健康になる（**健康福祉**）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（**協働福祉**）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（**安心福祉**）を基本方針と定め、実現する目標を、

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの**福**しま

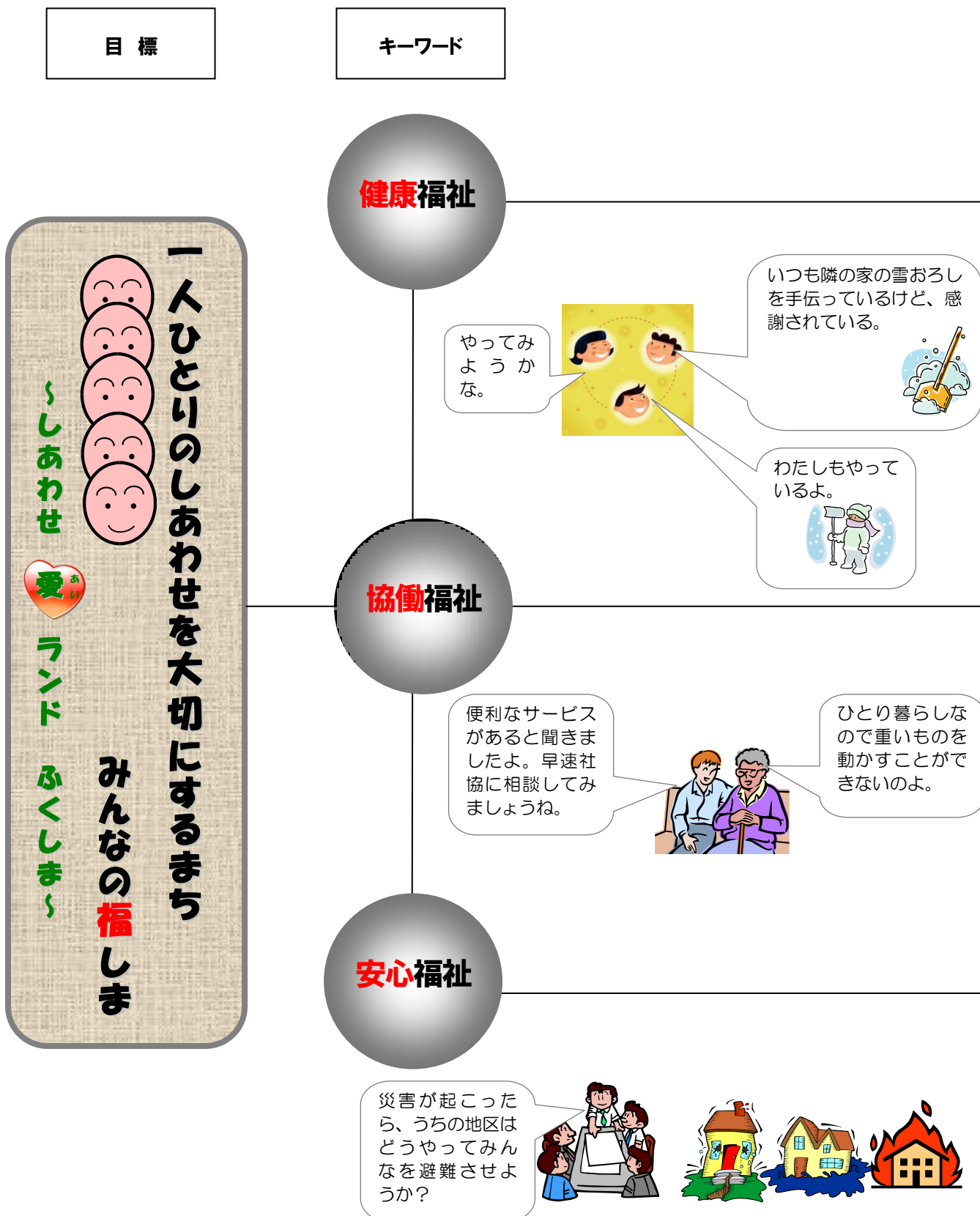
～しあわせ  ランド ふくしま～

とします。

図 “健康福祉・協働福祉・安心福祉” のまちづくりイメージ



3 施策の体系



基本方針

重点的に行うこと

1 みんなの元気が



支えるまちづくり

1 健康・生きがい

支え合いの中で健康になる

重点①：みんなで健康になろう。

重点②：生きがいをつくろう。

2 みんなで手をつなぐ



まちづくり

2 見守り・相談

すべての住民が尊重される

重点①：見守り活動を広げよう。

重点②：悩みはみんなで解決しよう。

3 みんなが笑顔になる



まちづくり

3 情報・安全安心

一人ひとりを大切にする

重点①：情報収集に上手になろう。

重点②：いざという時に備えよう。

福

し

ま

の女性は元気です！

漁から帰ってくる
父さんを待つ浜の
おかあさんは元気。



福島町森づくり協
議会と協働で「お
魚殖やす植樹祭」
も行っています。



「女だけの相撲大
会」には道内、海外
からの参加者や応
援が集まります。



第3章 地域福祉の進め方

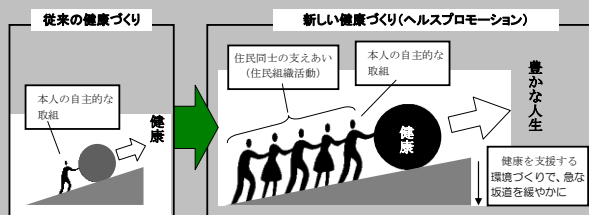
「計画の内容」の見方

1 みんなの元気が支えるまちづくり(健康・生きがい)

(1) 健康

<現状と考え方>

いきいき健康ふくしま 21 (～健康横綱への挑戦プラン～) の考え方



重点的に行うことについて、現状や考え方を記載しています。

平成 12 年度に救急まつりでスタートした健康フェスティバルは、住民の健康を何とかしたいとの熱い思いが後押しになって、民間団体が実行委員会を組織・・・

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼朝食を食べない人が多い。
- ▼「以前から食べる習慣がない」(44.0%) が最も多い理由。

わたしたちの提案

- 日常生活を通じて、気軽に身体活動の機会を確保できる「ウォーキング・散歩・冬のノルディック・ウォーキング」の効果を

地区懇談会等で出た意見や気になることを記載しています。

<今後の取組>

<今後の取組>

重点①：みんなで健* 朝食を摂って、1日あたり 8,000 歩以上歩く人を増や

* 地域で「いきいき健康ふくしま 21」を広げよう。

地域や関係機関と協働で重点的に行うこととその方針を記載しています。

自助

みなさん、やってみましょう！
(住民が行うこと)

■健康フェスティバルに参加する。

いっしょにやりましょう！

(地域や関係機関・町が協働すること)

■健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続する。

しっかり取り組みます。
(町が行うこと)

■健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続する。

■早ね・早おき・朝ごはん運動を推進する。

■スポーツ大会、健康ウォーキング教室、健康料理教室など健康づくりを支援する。

公助

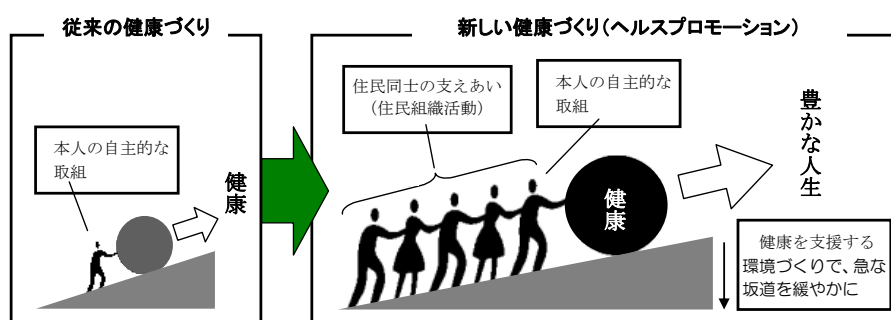
重点的に行うことの達成に向けて一人ひとりや家族が行うこと(自助)、地域や関係機関、町が協働して行うこと(共助)、町(行政)が行うこと(公助)について記載しています。

1 みんなの元気が支えるまちづくり（健康・生きがい）

（１）健康

<現状と考え方>

いきいき健康ふくしま 21（～健康横綱への挑戦プラン～）の考え方



平成 12 年度に救急まつりでスタートした健康フェスティバルは、住民の健康を何とかしたいとの熱い思いが後押しになって、民間団体が実行委員会を組織して大きなイベントに成長しました。平成 19 年度には「いきいき健康ふくしま 21」（「ふくしま健康横綱への挑戦プラン」）を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、歯と口腔、生活習慣病の予防、がん対策を重点に、住民の主体的な健康づくりを支援しています。健康づくりは一人で行うよりもみんなで取り組んだ方がいいという新しい健康づくりの考え方（ヘルスプロモーション）に基づき、今後は食生活・運動を基礎とした健康づくりを地域の人々で実践し、“**健康の連鎖**”を広げていくことが大切です。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼朝食を食べない人が多い。
 - ▼「以前から食べる習慣がない」(44.0%)が最も多い理由。
 - ▼一般町民男性は塩分・糖分・脂肪の摂り過ぎ傾向。
 - ▼青・壮年期(19～44 歳)の女性は意識して運動している人が大変少ない。
- (平成 19 年8月町民アンケートによる)

わたしたちの提案

- ☐ 日常生活を通じて、気軽に身体活動の機会を確保できる「ウォーキング・散歩・冬のノルディック・ウォーキング」の効果を広める。
- ☐ 夜、ウォーキングするときは交通事故防止のため、蛍光シールを貼ったり、目立つ服を着る。
- ☐ 人を支えるために自らが健康であることをめざす。

＜今後の取組＞

重点①：みんなで健康になろう。

- ＊ 朝食を摂って、1日あたり8,000歩以上歩く人を増やそう。
- ＊ 地域で「いきいき健康ふくしま21」を広げよう。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 健康フェスティバルに参加する。
- まず、自分の体重を知ることから健康への関心を高める。
- 気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくる。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- 健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続する。
- 声を掛け合って、ウォーキング仲間を増やす。

しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



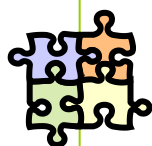
- 健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続する。
- 早ね・早おき・朝ごはん運動を推進する。
- スポーツ大会、健康ウォーキング教室、健康料理教室など健康づくりを支援する。
- 健康レシピを普及して栄養バランスのとれた食事を推進する。
- ふれあい教室など介護予防事業を推進する。
- 健康づくりに取り組む住民を支援する「いきいき健康ふくしま21」を推進する。



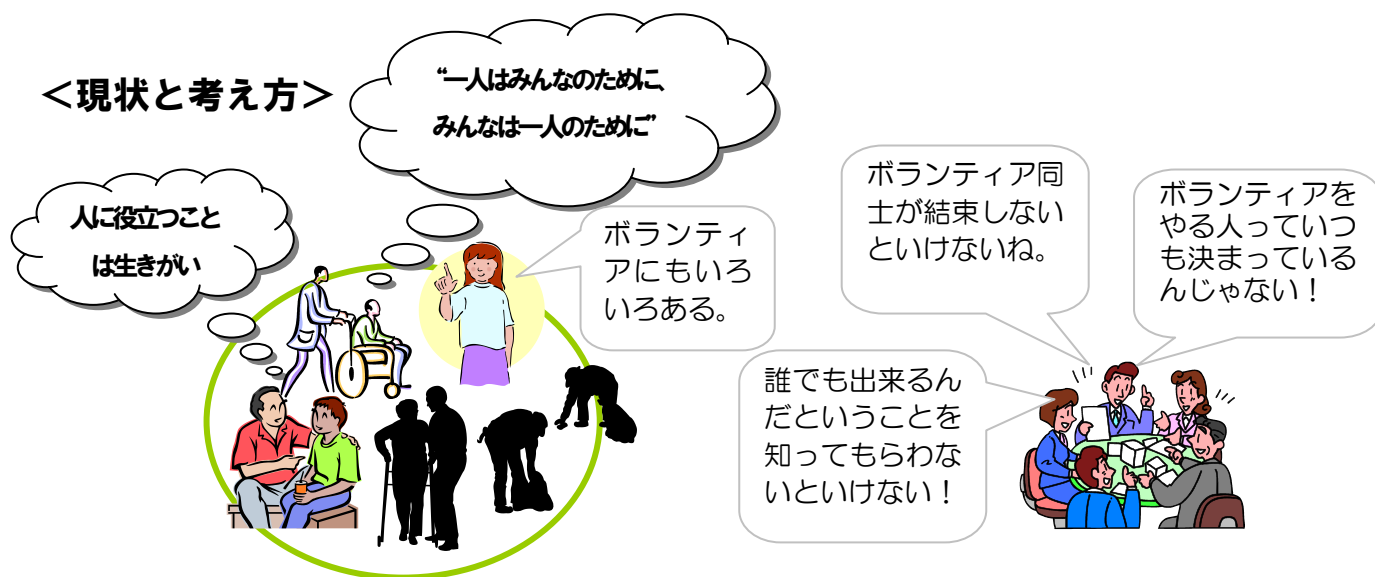
- ・新緑公園の遊歩道などが「新緑公園いきいきコース」として、道が推進している「すこやかロード※」に認定されました。



※道民自らの健康運動を推進するための環境整備の一つとして、身近で気軽に楽しくウォーキングを行うためのコースを認定し、その情報を広く道民に提供することを目的としています。



（２）生きがい



体の健康と心の健康は健康づくりの両輪の関係にあります。心の健康を維持増進するためには生きがいをつくることも方法の一つです。趣味や学習も生きがいですが、人が喜んでくれること、困った人を助けること、誰かの役に立つこと、社会に貢献できることなどは生きがいとして実感できるものです。「一人はみんなのために、みんなは一人のために（One for all, all for one）」という言葉がありますが、隣人に対する思いやりの心をもつこと、それが高齢になっても自分の居場所を見つけ、人を助けることで生きる喜びを感じる“いくつになっても、いきいきとした、輝く人”をつくっていきます。

これからは自分の生きがいとするためにも、誰もが実践できるボランティア活動を推進し、地域の支え合い活動のしくみを構築する必要があります。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼老人クラブに入る人が少ない。
- ▼若者が福祉に無関心。
- ▼ケガをした時の保障があるのか？
- ▼同じ人がいつも活動している。
- ▼受ける側に素直に受け入れない人がいる。
- ▼ボランティア活動の中身がわからない。
- ▼福祉に関心がある人が多いのに、ボランティア活動も地域活動も何も参加していない人がいる。

わたしたちの提案

- ☐ ボランティアニーズを把握する。
- ☐ 安心してボランティアできるよう確実なボランティア保険に加入する。
- ☐ 単発的な犬の散歩、隣のおばあさんの昔話を聞く、温泉場での背中流しなど個別的ニーズを把握する。

＜長期的視野に立って＞

- ☐ ボランティアポイント制度を導入する。

＜今後の取組＞

重点②：生きがいをつくろう。

- ＊ 人の役に立つこと（ボランティア）を気軽に経験する機会をつくります。
- ＊ ボランティアすることが励みになるようなボランティアポイント制度を本町の実情に合ったものとして開発していきます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- ボランティア活動に関心をもつ。
- 気軽にボランティア体験をしてみる。
- 傾聴ボランティアとして様々な立場の人の話を親身になって聞く。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



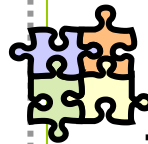
- 傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広める。
- 支援を希望すること、支援できることをアンケートや聞き取り調査などで把握する。
- ボランティア団体のネットワークをつくり、PRや協働を進める。
- ボランティア保険の加入について、わかりやすい説明をしていく（社協）。
- 小中学生がボランティアを体験できるよう「児童・生徒のボランティア活動支援事業」に積極的に取り組む（社協）。
- 本町に適したボランティアポイント制度を行政と一緒に調査研究していく。
- 事業所も巻き込んでボランティアを普及していく。

しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



- 広報ふくしまや町ホームページでボランティア活動をPRするなど支援する。
- 小中学校におけるボランティア体験実習の機会を継続する。
- ボランティアが励みとなり、生きがいとなるポイント制を調査研究し、本町に適した制度として検討していく。
- 「防災とボランティアの日」²を制定する。
- “せわずき憲章”（仮称）の制定を検討する（第4章 計画の推進を参照）。



- ・ ボランティアサークルひまわり会では花いっぱい運動や独居世帯のお弁当プレゼントなど幅広いボランティア活動をしています。
- ・ ちょボラではふれあいスポーツ大会、乳幼児健診や健康フェスティバルなど町のイベントでちょっとしたお手伝いをしています。
- ・ 新日本婦人の会福島支部では毎月第3木曜日・土曜日によみきかせの会を行っています。
- ・ 道全体で推進している、子どもや子育て家庭に声かけ、見守り、子どもの預かりなど子育て支援を行う“せわずき・せわやき隊”が本町においても結成されています。

² ボランティアの日：

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」を踏まえ、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図るため、閣議了解により設けられました。「防災とボランティア週間」は毎年1月15～21日まで、「防災とボランティアの日」は毎年1月17日です。

2 みんなで手をつなぐまちづくり（交流・相談）

（１）交流

<現状と考え方>



住民アンケートでは、半数以上の住民がひとり暮らし高齢者の見守りを地域で行うべきだと答えています。日常に若者や男性が少ない本町では、留守を預かる女性の力や健康で元気な高齢者の力を借りていかなければなりません。普段から地域にいる住民が中心となって交流を進めながら、ひとり暮らし高齢者の見守りに取り組んでいく必要があります。また、災害時などいざという時のためにも、一人ひとりの意向を尊重しつつ、普段からの交流を深めながら、互いに信頼される人づき合いをしていくことが大切です。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼ふれあい教室は近くなので参加しやすいが、参加者が少なく、いつも同じ人。
- ▼ふれあい教室は春から秋は月2回だが冬は月1回になってしまう。
- ▼町内会ごとのつながりは深い、それ以外は薄いのではないかな。
- ▼人によって受けとめ方が違い、人とつき合うのは難しい。
- ▼隣近所のことは気にかけている。
- ▼一日顔を見ないと心配な関係。
- ▼社交的でない人はどうすればいいのかな。
- ▼独居世帯、老人世帯の憩いの場が少ない。

わたしたちの提案

- 参加を楽しみにしているふれあい教室の回数をもっと増えたら、みんなが集まってひとり暮らし高齢者の状況把握もできるのではないかなと思う。
- 大人と子どもの挨拶はうまくコミュニケーションがとれているのだから、大人のあいさつ運動をしよう。
- 教室や催し物などが行われる時は、参加するよう近所へ声をかけていこう。

＜今後の取組＞

重点①：見守り活動を広げよう。

- ＊ ひとり暮らし高齢者の見守りについては、“見守りさん”（仮称）の設置を検討していくとともに、声かけ訪問サービス等各サービス事業者などとの日常からの連携を推進します。
- ＊ 街中で誰もがいつでも集まれる“おしゃべりハウス”（仮称）づくりを進めていきます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- “見守りさん”（仮称）に協力する。
- 地域の行事に積極的に参加する。
- 教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合う。
- “おしゃべりハウス”（仮称）への参加、開設・運営を支援する。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



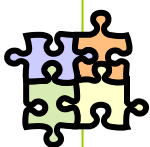
- 町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進する。
- 「回覧板」を回す時に、一声かけることを推進する。
- 空き店舗や空き家などを工夫し、“おしゃべりハウス”（仮称）の開設や運営を推進する。

しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



- 定期的な声かけ訪問（声かけ訪問サービス）で高齢者の状態を把握する。
- 総合相談支援事業（包括的支援事業）において、関係機関等と連携し、高齢者の実態を把握する。
- 支援が必要な人に設置する“見守りさん”（仮称）の事業や、日常的に地域を巡回する民間企業（水道検針など）との協力関係とネットワークを築き、日常적인見守りを通して災害時要援護者の支援にもつなげる。
- 空き店舗や空き家などを活用して、街中で誰もがいつでも集まれる“おしゃべりハウス”（仮称）づくりを推進する。
- 役場においても、率先してあいさつ運動を推進する。



- ・ 毎年 10 月、ふれあいスポーツ大会が開催され、高齢者や障がいのある人、保育園児などが一堂に会してレクリエーションやスポーツゲームを楽しみながら交流を深めています。

（２）相談

＜現状と考え方＞



住民アンケートでは、困った時の相談や手助けは親族が圧倒的に多く、専門の担当などはごくわずかでした。その原因は、どこへ相談に行ったらいいのかわからないこと、役場に行く交通手段がないなどの問題が考えられます。

現在の福祉サービスは行政から提供されるものだけではなく、社協や様々な事業者と契約を結んで、複数のサービスを組み合わせて利用することが多くなっています。

このためその人の状況に合ったサービスの相談に乗ったり、しっかりと契約できるようお手伝いしたりすることが必要になっています。住民の立場に立って相談しやすい体制をつくり、周囲が連携することが大切です。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼相談場所がわからない。
- ▼高齢者が相談に来るがどこまで個人で対応していいのかわからない。
- ▼まったく身寄りのない高齢者が増え、介護サービスの手続き、入退院、財産管理などで困っている。
- ▼認知症の人やその家族介護者も心配。
- ▼支援が必要な人に対してどうすればいいのか。

わたしたちの提案

- ☐ 相談する場所としての役場（地域包括支援センター含む）、社協の広報や周知方法を工夫する（共助・公助）
- ☐ 地域で日常的に色々な話ができるような人づき合いをする（共助）。

＜今後の取組＞

重点②：悩みはみんなで解決しよう。

- ＊ わかりやすい相談窓口を推進するとともに、相談の出前に取り組んでいきます。
- ＊ 身近な地域で相談できるよう集える場所やネットワークづくりを進めます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 思い悩まず、まずは相談する。
- 家族や友人の様子の変化に気をつける。
- 適度な距離感を保ちつつ、隣近所に関心をもつ。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成する。
- 地域の人のお世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりする。

しっかり取り組みます。

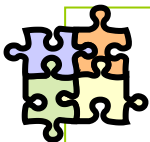
（町が行うこと）



- 役場（地域包括支援センターを含む）や社協などは対処別相談窓口の一覧表を作成し、公共施設への設置や広報紙掲載など繰り返し周知する。
- ふれあい教室やイベントでは可能な限り相談窓口を設置し、出前相談を推進する。
- 町のあちらこちらで、いきいきサロンなどが開催されるよう支援する。
- 複数の機関にまたがる課題について、チームを組んで連携して対応する。

＜町のチーム例＞

高齢者：「地域包括支援センター」総合相談支援障がい者：「地域自立支援協議会」
児 童：「福島町子育て支援ネットワーク会議」



こんなときは？

- ・ 地域包括支援センターでは、介護に関する相談や心配ごとのほか、健康や福祉、医療や生活に関することなど総合的な相談を受けつけています。

Q：要介護認定を受けていないのですが、その場合、地域包括支援センターは利用できないのですか？

A：高齢者のみなさんは誰でも、地域包括支援センターを通じて介護予防の支援を受けられます。地域包括支援センターでは、介護予防に関する情報の提供をはじめ、地域の実情に合わせて、介護予防教室の立ち上げなどを支援します。必要と判断されたら、運動器の機能向上や認知症予防などの支援も受けられます。まずは一度、足を運んでみてください。

- ・ 障がいのある人の相談については、町民課福祉グループ、身体障害者相談員、知的障害者相談員が対応しています。
- ・ 育児の相談については、地域子育て支援センター（ゆりっこ広場）、役場、福島保育所、子育てテレホンサービスで対応しています。
- ・ 役場ではインターネットによる各種行政相談でも受け付けています。



ゆりっこ広場

■生活	戸籍、住民票、印鑑証明、国民年金などに関すること
■福祉・介護	生活保護、心身に障がいのある方、保育、介護保険などに関すること
■保健・環境	国民健康保険、各種検診、健康相談高齢者、ゴミなどに関すること
■教育	教育、生涯学習、文化などに関すること
■防災・選挙	防災、交通、選挙などに関すること
■スポーツ	スポーツ、各種大会などに関すること

3 みんなが笑顔になるまちづくり（情報・安全安心）

（１）情報

<現状と考え方>



住民アンケートから、福祉などの情報源は広報ふくしまや回覧板が圧倒的に多いことがわかりましたが、介護保険サービスなど自分が利用する可能性があるサービスについて知らない高齢者が多く見られました。バスの時刻表やごみの収集日など生活に密着した情報は利用する人の立場に立って作成したり、障がいのある人には援助する必要があります。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼ 広報・回覧は見ているが、いざとなったら忘れている。
- ▼ 温泉バスやごみ処理の表が見にくい。

わたしたちの提案

- ☐ 広報・回覧はきちんと個々で管理して必要なときに見返すようにする（自助）。
- ☐ 広報・回覧はなお一層の発行を工夫！！読む人の立場になって！！（公助）
- ☐ 温泉バスやごみ処理については、地区ごとの表などをつくって見たらどうか（公助）。

＜今後の取組＞

重点①：情報収集に上手になろう。

- ＊ 利用する人の立場に立った誰もがわかりやすい、情報提供を行っていきます。
- ＊ 身近な地域の情報により、一人ひとりに役立つ、生きた情報を提供していきます。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 広報ふくしまや回覧版をよく見る。
- 大事な情報、役立つ情報は冷蔵庫など普段、目につくところに貼っておく。



いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



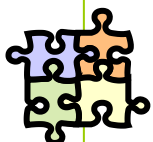
- 広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する。
- ホームページを活用する住民が増えるよう初心者向けパソコン教室を開催する。
- パソコンのトラブルを解決するため、ボランティアによるパソコン相談窓口を開設する。
- 手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やす。

しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



- 広報ふくしまなど町が発行するものについては、字の大きさ、専門用語、行政用語の排除、カタカナ語の排除などに配慮する。マンガやイラストを多用し、肖像権に留意しながら住民の顔を入れるなど親しみやすい情報誌の作成に取り組む。
- 町ホームページをさらに充実する。
- 障がい者のコミュニケーション支援事業を継続する。
- 住民が必要とする情報をタイムリーに提供する。
- 災害時の連絡も視野に入れた新しい情報通信システムの構築について検討していく。



・ 育児相談はメールでも受けつけています。メールは、保健師以外の職員が見ることはありません。町ホームページから入れます。



（２）安全安心

＜現状と考え方＞



高齢者の増加に伴って、要介護者あるいは障がい者など災害時の避難に支援が必要な住民は増えています。住民アンケートでは、地域で最も協力すべきこととして「災害時の避難・救助や防災対策」がすべての年代で第1位となっています。

このような住民の意向を踏まえ、日常から要援護者の状況を察知するアンテナとなる人材と、ひとり暮らし高齢者の見守りなど日常からの支援のネットワークを構築していく必要があります。

また、安全安心に暮らしていくために、子どもや高齢者、障がい者を狙った犯罪や虐待の防止など地域の何気ない“目”や“手”も必要です。

みなさんからこんな提案がありました！

こんなことが気になるね

- ▼災害、犯罪や病気・要介護の町民の対応など安全に暮らすための体制が不足している。
- ▼災害時の避難体制に不安がある。
- ▼災害時に高齢者の避難を援助したいが、どこに誰が住んでいるのかわからない。
- ▼災害時には自分の家族のこともあり、どう動くのかマニュアルはあるのか？
- ▼道路の段差があり車イスや杖利用、歩行器、小さい子どもが歩きづらい。
- ▼子どもの安全な遊び場が心配。
- ▼高齢者でいつも詐欺に遭う人がいるが、なかなかアドバイスを聞き入れてくれない。
- ▼空き家が多くなり、防犯や災害時の問題がある。
- ▼防災無線が聞こえない。
- ▼現在の防災訓練は炊き出しが中心になっているので、地域での避難訓練を多くした方がいいのではないか。

わたしたちの提案

- ☐ 避難場所マップを作成する。
- ☐ 避難用具を整備する。
- ☐ 地区ごとの避難訓練を行う。
- ☐ ボランティアを募り、地区での体制をつくる。
- ☐ 連絡網をつくる。
- ☐ 町の広報に町内会単位の避難場所の地図を載せる。
- ☐ 避難路を早期に整備する。

＜長期的視野に立って＞

- ☐ 防災無線の個別受信器を設置する（一部自己負担もあり？）。

＜今後の取組＞

重点②：いざという時に備えよう。

- ＊ 地域と協力して福島町災害時要援護者避難支援プランを推進します。
- ＊ 自分の身は自分で守る意識を普及しながら、地域での防犯・防災対策を推進します。

みなさん、やってみましょう！

（住民が行うこと）



- 避難に心配がある人は災害時要援護者リストへの登録を申し出る。
- いざという時のために、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理し、いつも所持する。
- 可能な限り防災訓練に参加する。
- 日頃から近所の人とかかわりをもつ。

いっしょにやりましょう！

（地域や関係機関・町が協働すること）



- 訪問調査を通じて要援護者を把握するなど災害時要援護者リストの登録を推進する。
- 日常적인見守りや各種サービスの利用を通じて災害時の体制をつくる。
- 子どもを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」を推進する。
- 小学校の登下校時の防犯・見守り活動を推進する。
- 松前地区防犯協会福島支部が中心となって警察等と連携し、防犯の普及活動を行う。

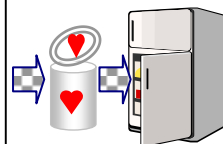
しっかり取り組みます。

（町が行うこと）



- 災害時要援護者リストへの登録の必要性をPRし、推進する。
- 災害時要援護者リストについて適切な情報管理を行うとともに、定期的な情報更新を行う。
- 町内会単位などで災害時要援護者に配慮した緊急連絡体制を整備する。
- 町内会単位の避難所マップを作成し、配布する。
- 地区ごとの防災訓練を実施する。
- 地域を巡回する民間企業（例えば水道検針）との協力関係を築き、災害時要援護者の日常적인見守りを推進する。
- 高齢者などを中心に、保険証、お薬手帳や通帳・印鑑など大切な物を一括にまとめておく“いのちのおたすけ袋”（仮称）の配布を検討する。
- 救急時に命を救う手助けになる個人情報を入れた容器を冷蔵庫に保管する“安心カード”の導入について検討する。

名前・住所・電話・生年月日・血液型・かかりつけの病院・今かかっている病気・常用薬・アレルギー・健康保険証番号・緊急連絡先



- 高齢者や障がいのある人等が緊急に手助けが必要となったときに近隣等に気軽に連絡できる情報通信システムの構築を検討していく。
- 子どもが犯罪等の被害に遭わないよう防犯・見守り活動を支援する。



- ・「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本です。日頃から、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切です。このため、次のような非常時の持出品を用意しておきましょう。

区 分	用意するもの
防災用具	ヘルメットなど保安帽、懐中電灯、ラジオ、マッチ、ナイフなどは必需品です。
衣 類	数日分の下着、タオルなど日用品のほか、軍手か手袋も用意しましょう。
食 料 品	飲料水、乾パン、缶詰、インスタント食品など、保存できるものを備えておきましょう。缶切りも忘れずに。
貴 重 品	現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、有価証券などは、まとめておきましょう（同一保管には留意）。

このほか、赤ちゃんがいる家庭では粉ミルク、ほ乳びん、紙オムツ、お年寄りや身体の不自由な方のためにおぶりひも、常備薬など家族構成に合わせて、必要なものをまとめておくと良いでしょう。





第4章 計画の推進

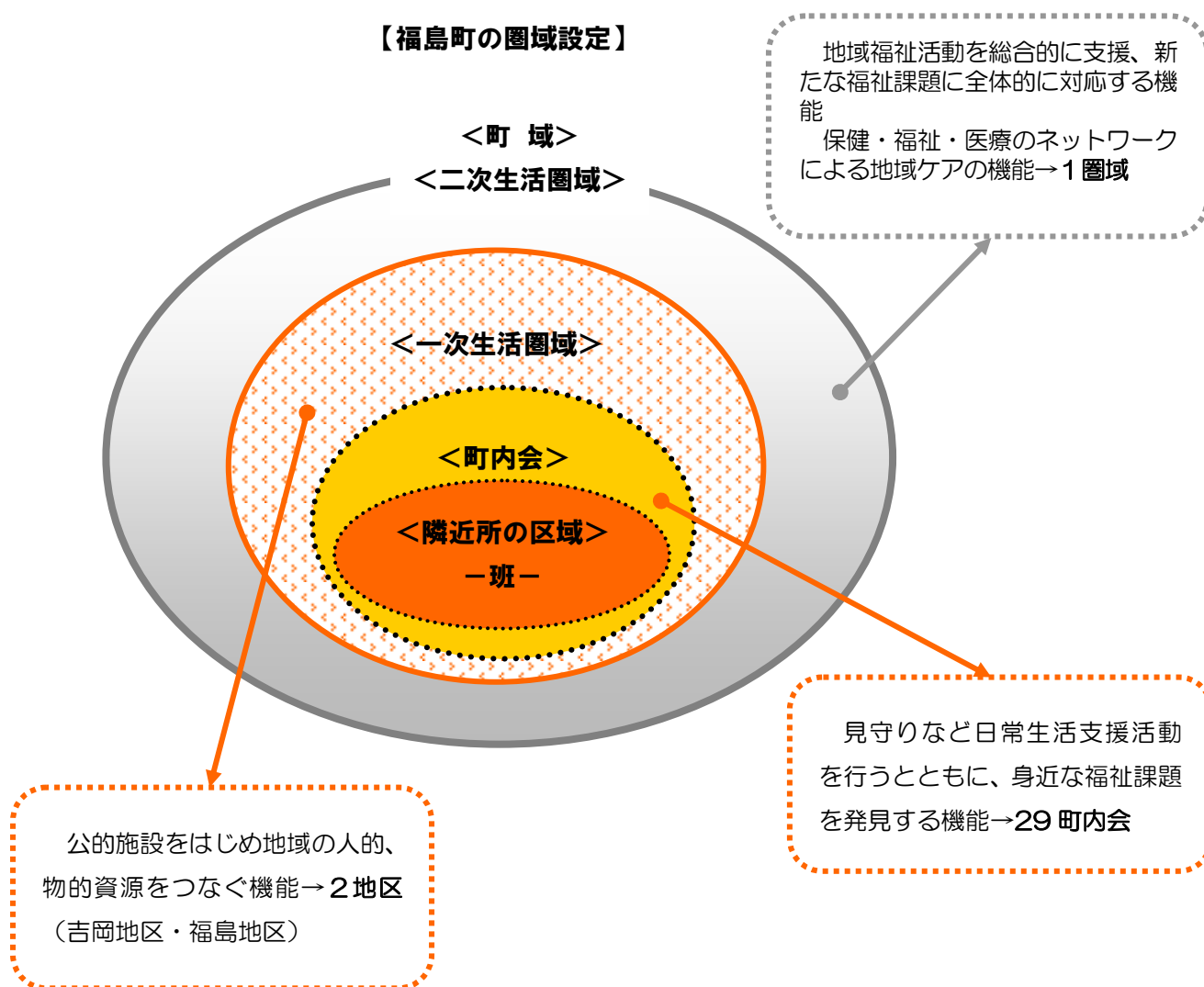
この章では、本計画を推進するために必要な事項を記載しています。

1 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

住民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられることを第一義に、本町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めてきます。

【福島町の圏域設定】



2 地域福祉への参加

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等が協働で取り組むべきもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していくことが必要です。計画の策定に参加した団体をはじめ、地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが大切です。

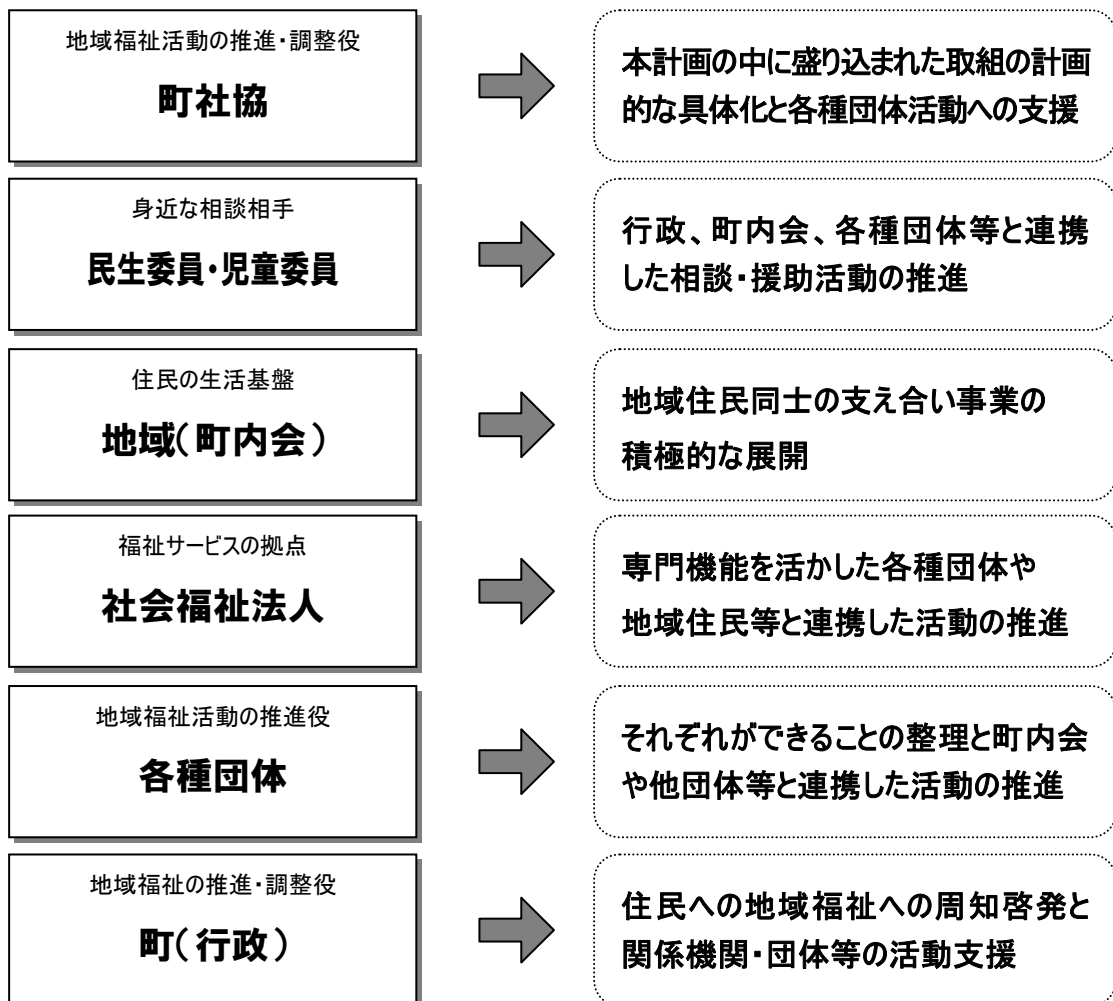
この計画を推進するためには、次のような役割分担で、おののおのが何ができるのかを話し合い、出来ることから着実に取り組んでいきます。



住民一人ひとりの役割



- 身近に困っている人がいたら、自分にできることを考え、行動する。
- 自分の町内会や身近な民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、活動に協力する。
- 困っている人の支援の仲間をつくったり、地域の活動に加わったりする。



本町では、今でも地域の人とのきずなは強く、出来る人が“おせわ”することはあたり前なこととして暮らしてきました。しかし、社会情勢の変化や人口減少が続く中で、ひとり暮らしの高齢者など支援が必要な人が増加している今、地域での様々な問題を解決するためには、これまでの一人ひとりの自然派生的なお世話では対応できない状況になっています。このため、“せわすき”を福祉の共通の考え方として定め、それを地域福祉推進の“力”としていくことを提案するものです。



せわすきの3か条

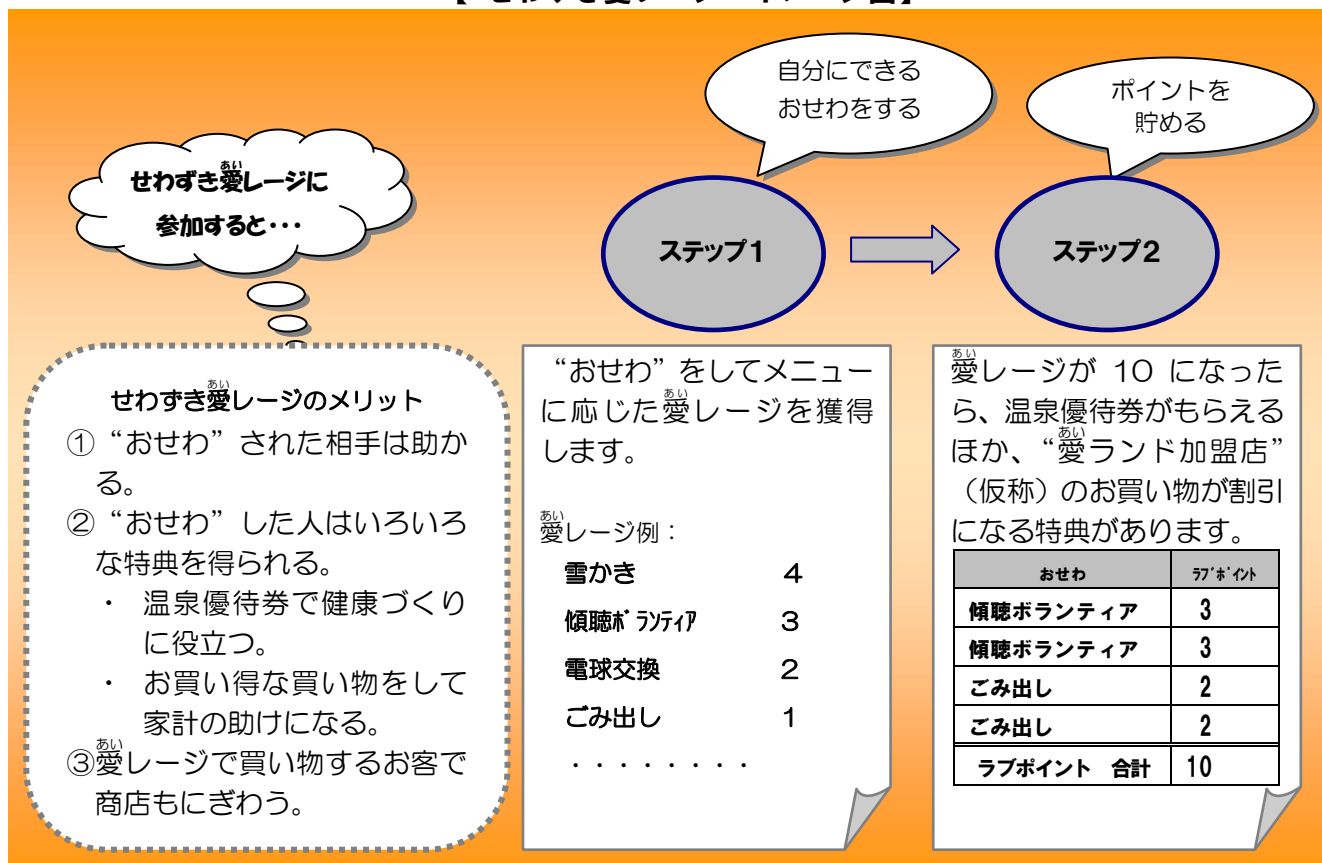
第1:いつまでも“おせわ”をする側に立てるよう、自らが健康づくりに挑戦する。

第2:おせわを受ける側に立った、愛される“おせわすき”に挑戦する。

第3:“おせわ”仲間を増やしていくことに挑戦する。

(たくさんのおせわを重ね、人に喜んでもらう、“せわすき^{あい}愛^{あい}レージ”を貯めよう！)

【“せわすき^{あい}愛^{あい}レージ”イメージ図】



3 地域福祉の推進・調整

この計画の推進・調整の役割を担う福島町社会福祉協議会と行政は、次のようなことを行います。

□ 福島町社会福祉協議会

町社協は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、この計画の推進・調整役の1つとして、町社協は住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま～しあわせ 愛ランド ふくしま～」をめざし、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を推進する役割を担います。

□ 行政（町）

地域福祉の推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

町は住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、住民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

4 計画・取組の周知

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や団体による地域福祉の取組についても広報ふくしまや町ホームページを通じて紹介していきます。

5 地域福祉の進み具合の評価

この計画の進捗状況は、毎年、「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。



資料編

1 策定関係資料

(1) 策定経過

日 時		各種調査・会議等	概 要
平成 21 年	8 月 4 日	福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会設置	【概要】 ・ 策定委員 15 名で構成
	8 月 18 日	第 1 回策定委員会の開催	【主な議事】 ・ 福島町地域福祉計画策定について ・ 福島町安心生活創造事業推進について ・ 福島町災害時要援護者避難支援プラン策定について
	8～ 9 月	住民アンケートの実施	・ 福島町地域福祉計画策定に関するアンケート
	10 月 19 日	地区懇談会及び第 2 回策定委員会の開催	【概要】 ・ 吉岡地区 1・2・3 町内会において開催
	12 月 1 日	第 3 回策定委員会の開催	【主な議事】 ・ 吉岡地区懇談会について ・ 素案について（グループワーク） ・ 策定スケジュールについて
平成 22 年	1 月 6 日～	庁内検討	【概要】 ・ 計画素案について庁内管理職による検討
	1 月 18 日	第 4 回策定委員会の開催	【主な議事】 ・ 計画案について ・ パブリックコメントの実施について
	1 月	町長への答申	【概要】 ・ 小笠原会長より町長へ答申
	2 月	パブリックコメント	平成 22 年 2 月 1 日～26 日 意見提出●名、意見●件
	2 月	議会常任委員会調査	【概要】 ・ 計画案について所管事務調査
	3 月	3 月議会	議決（予定）

(2) 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

	団体名	役 職	氏 名
保健、医療関係者	福島町医歯会	会 長	◎ 小笠原 実
社会福祉関係者	社会福祉法人幸愛会	事務長	鳴 海 孝 一
〃	民生委員協議会	委 員	澤 田 雄 一
〃	主任児童委員	児童委員	平 沼 博 子
〃	福島町身体障害者福祉協会	常任理事	小 林 佳 子
〃	福島町手をつなぐ親の会	事務・会計	花 田 勇
〃	町内会連合会	会 長	塚 本 謙 也
〃	〃	副会長	菊 地 謹 一
〃	社会福祉法人福島町社会福祉協議会	会 長	○ 木 村 末 正
地域活動団体等関係者	福島町商工会	会 長	小笠原 幸 助
〃	ボランティアサークルひまわりの会	会 長	堀 繁 子
〃	ちょっとボランティアの会	会 長	川 合 正 子
公募町民	公募委員		中 島 八重子
〃	〃		金 沢 富士子
〃	〃		山 名 連

委員長◎ 副委員長○

(3) 設置要綱

(設置)

第1条 国と市町村が協働で推進する安心生活創造事業（以下「事業」という。）の円滑な運営と社会福祉法（昭和26年法律第45号）第17条の規定に基づく福島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業終了及び計画の策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 データからみた本町の状況

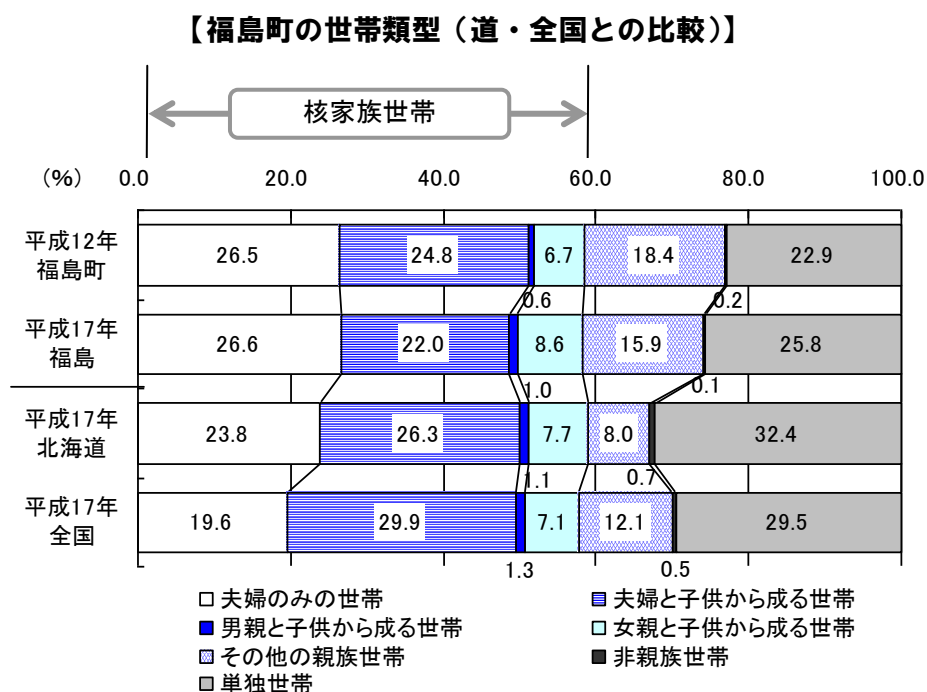
□ 世帯類型

平成17年における本町の世帯の状況は、「夫婦のみの世帯」が26.6%、「夫婦と子供から成る世帯」が22.0%、「男親と子供から成る世帯」が1.0%、「女親と子供から成る世帯」が8.6%となっており、これらを合わせた“核家族世帯”が58.2%と6割近くに上ります。一方、3世代同居などの「その他の世帯」は15.9%、単独世帯（ひとり暮らし）は25.8%となっています。

“核家族世帯”は道（58.9%）・全国（57.9%）と大きな違いはありませんが、「単独世帯」や「夫婦と子供から成る世帯」が少なく、「その他の世帯」がたいへん多いという特徴があります。

しかし平成12年と比べると、「夫婦と子供から成る世帯」と「その他の世帯」が減少し、「単独世帯」が増加しました。

**福島町では核家族や3世代同居が減り、
ひとり暮らし世帯が増えています。**



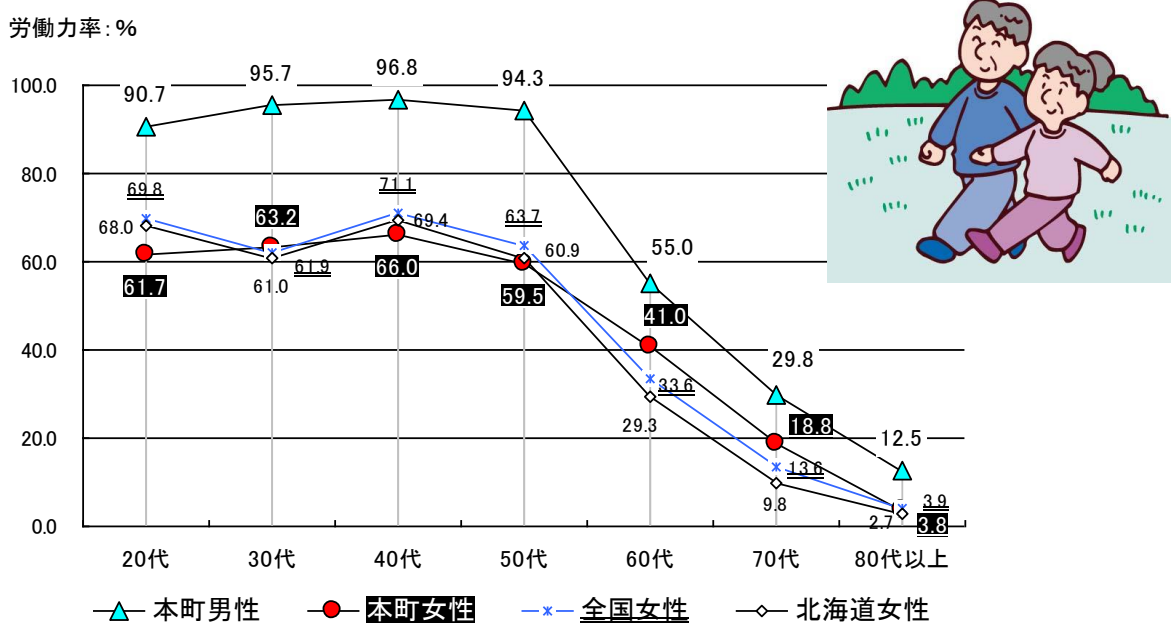
資料：各年国勢調査

□ 就業構造

本町では 50 代以下の女性の労働力率³は全国に比べ低いです、60 代及び 70 代では高くなっており、働く高齢女性が多いことを示しています。

福島町は 60～70 代の働く女性が多いまちです。

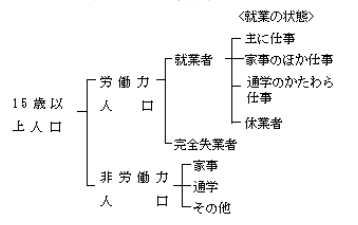
【福島町の働く住民の割合】



(%)	男 性			女 性		
	本 町	北海道	全 国	本 町	北海道	全 国
20 代	90.7	78.0	78.5	61.7	68.0	69.8
30 代	95.7	90.9	92.0	63.2	61.0	61.9
40 代	96.8	93.7	94.0	66.0	69.4	71.1
50 代	94.3	93.0	92.9	59.5	60.9	63.7
60 代	55.0	59.9	62.6	41.0	29.3	33.6
70 代	29.8	23.2	29.2	18.8	9.8	13.6
80 代以上	12.5	8.9	12.7	3.8	2.7	3.9

資料：平成 17 年国勢調査

³ 労働力率：15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合で完全失業者を含みます。労働力人口は 15 歳以上の者について、平成 17 年 9 月 24 日から 30 日の調査週間に「仕事をしたかどうかの別」により区分します（右記参照）。



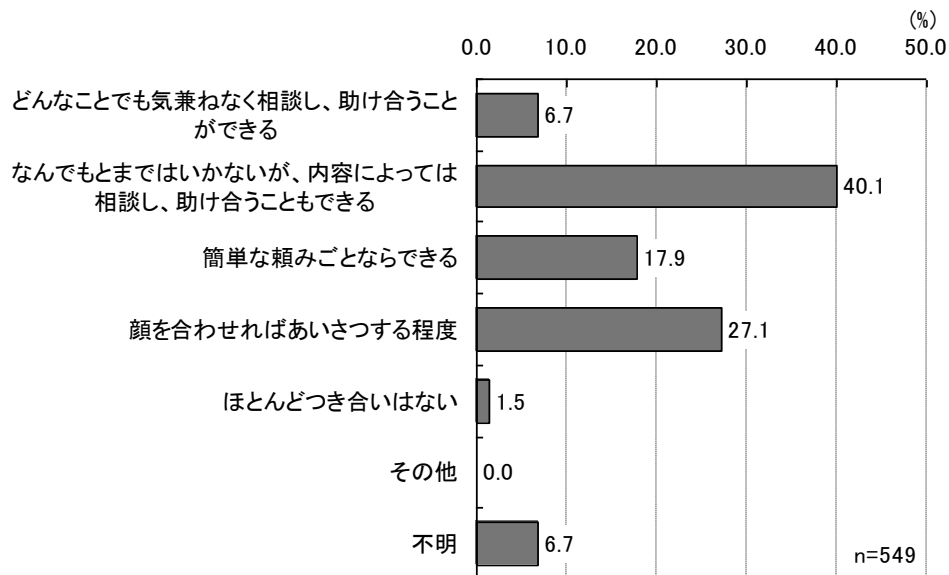
3 アンケートの主な結果

□ 地域のつながり

助け合うことができるつき合いをしている人は 46.8% (40.1%+6.7%) と半数を下回り、「簡単な頼みごとならできる」を含めると、ある程度助け合うことができるつき合いをしている人はおよそ 65% となっています。一方で、あいさつする程度の軽いつき合いは 30% 弱です。

**ある程度助け合うことができるつき合いをしている
住民は 3 分の 2 近く。**

【となり近所や地域の人とどの程度のおつき合いがありますか（1 つに○）】



□ 福祉への関心

福祉に関心がある人は 9 割近くに上りますが、若い世代で福祉への関心がやや低い傾向にあります。

福祉に関心がある人は少なくありません。

【「福祉」について関心がありますか（1 つに○）】

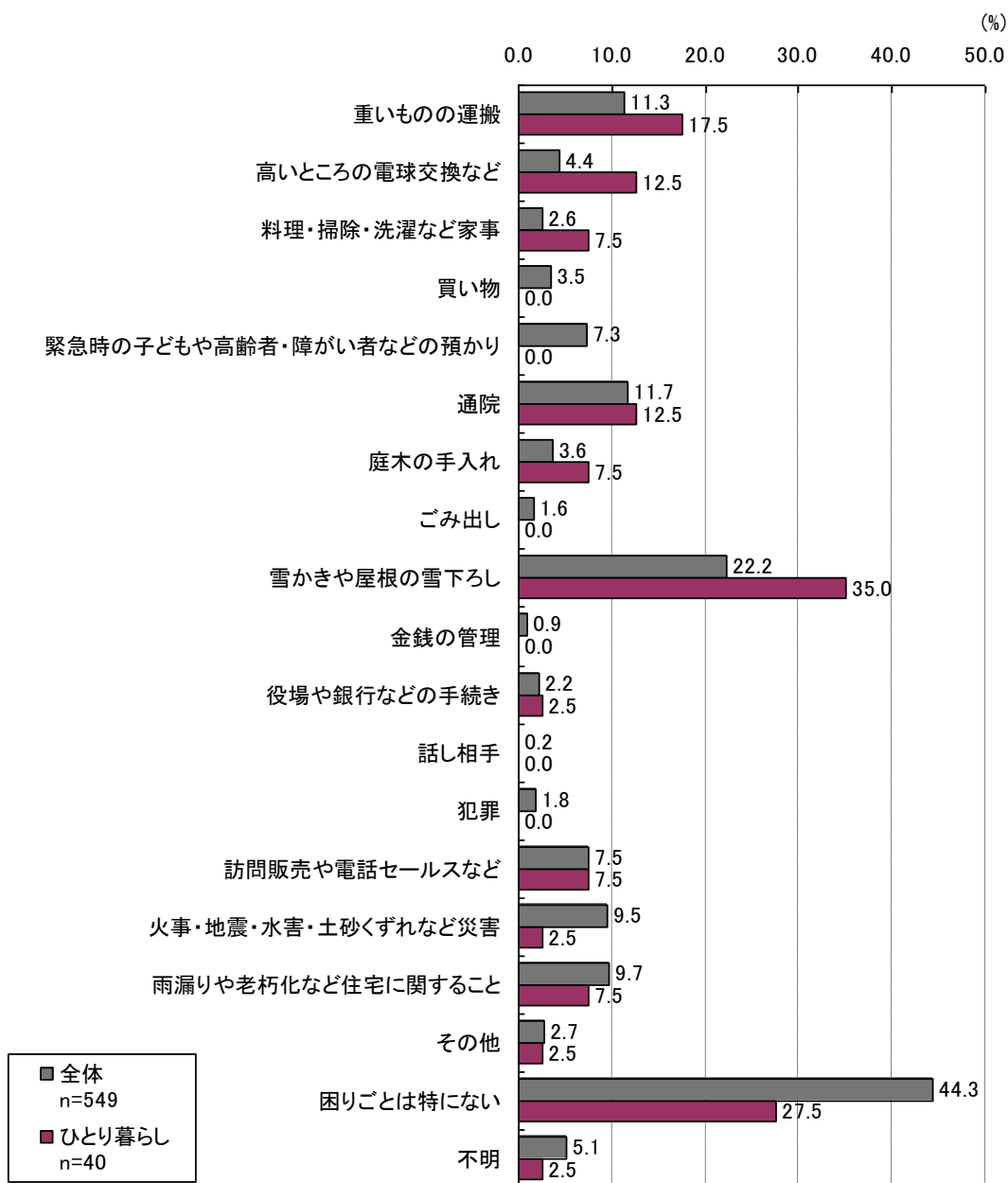


□ 困っていること

最も多い困りごとは「雪かきや屋根の雪下ろし」が2割強、「重いものの運搬」が1割強となっています。ひとり暮らしでは「雪かきや屋根の雪下ろし」「重いものの運搬」「高いところの電球交換など」及び「通院」の順です。

ひとり暮らしでは雪かきや雪下ろしのほか電球交換など軽易なことにも困っています。

【ふだんの暮らしの中で次のような困りごとはありますか（あてはまるものに○）】

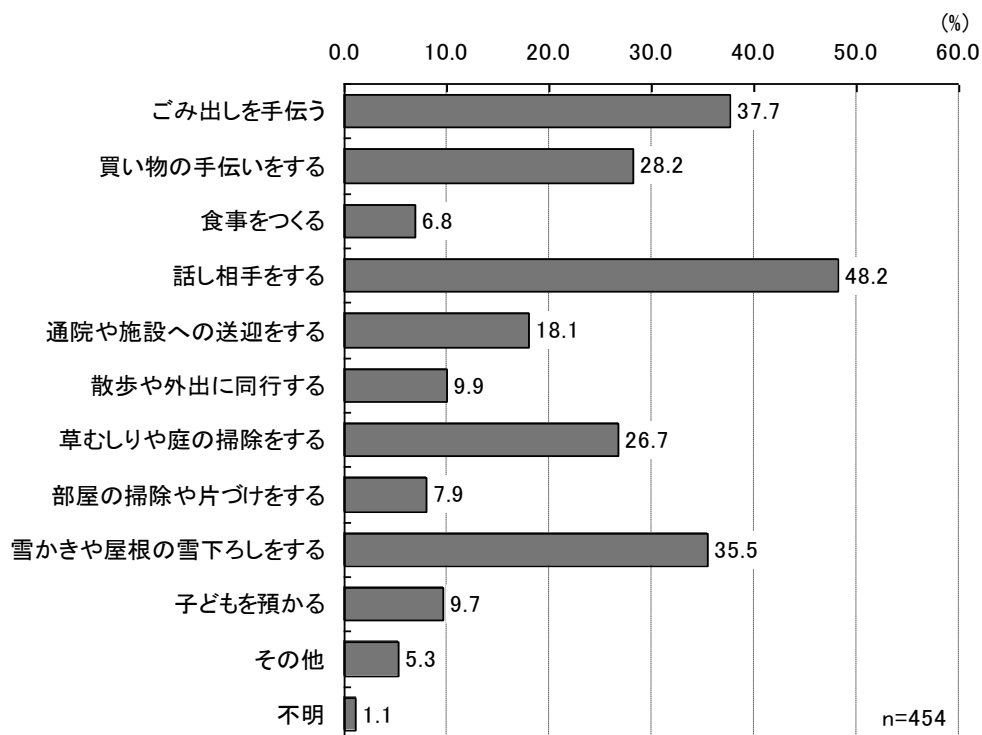


□ 困っている人に手助けしたいこと

地域で悩みや困っている世帯に手助けしたいと答えた人に、手伝う内容を聞いたところ、「話し相手」が最も多く、次いで「ごみ出し」「雪かきや屋根の雪下ろし」が続いています。雪かきや雪下ろしは 40 代以下、買い物の手伝いは 50 代が多くなっています。

手助けできることは力仕事や話し相手など様々です。

【それは、どのような手伝いですか（あてはまるものに○）】



※ 前問で「手助けしたい」と回答した 454 人について行った設問

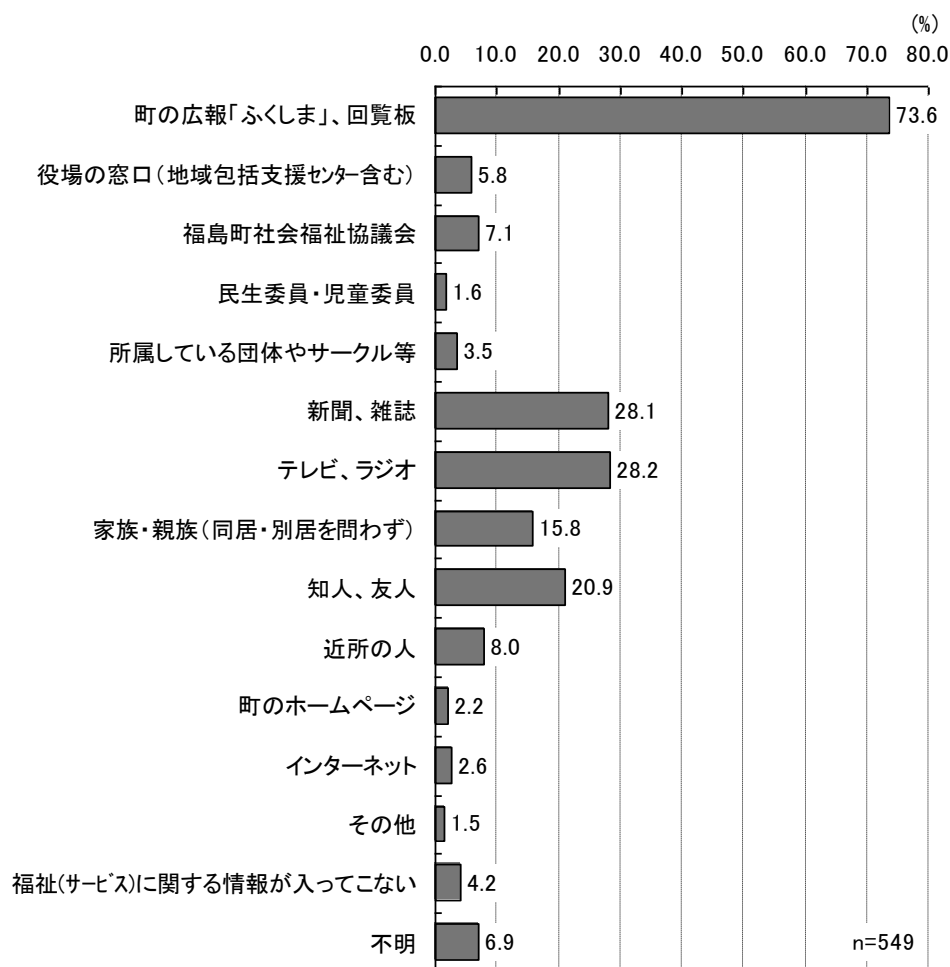


□ 暮らしの情報

福祉など暮らしの情報はどの年代も広報「ふくしま」や回覧板から得ている人が圧倒的多数です。

福祉など暮らしの情報は広報や回覧板からが圧倒的です。

【福祉サービスに関する情報を主にどこから得ていますか（3つまでに○）】

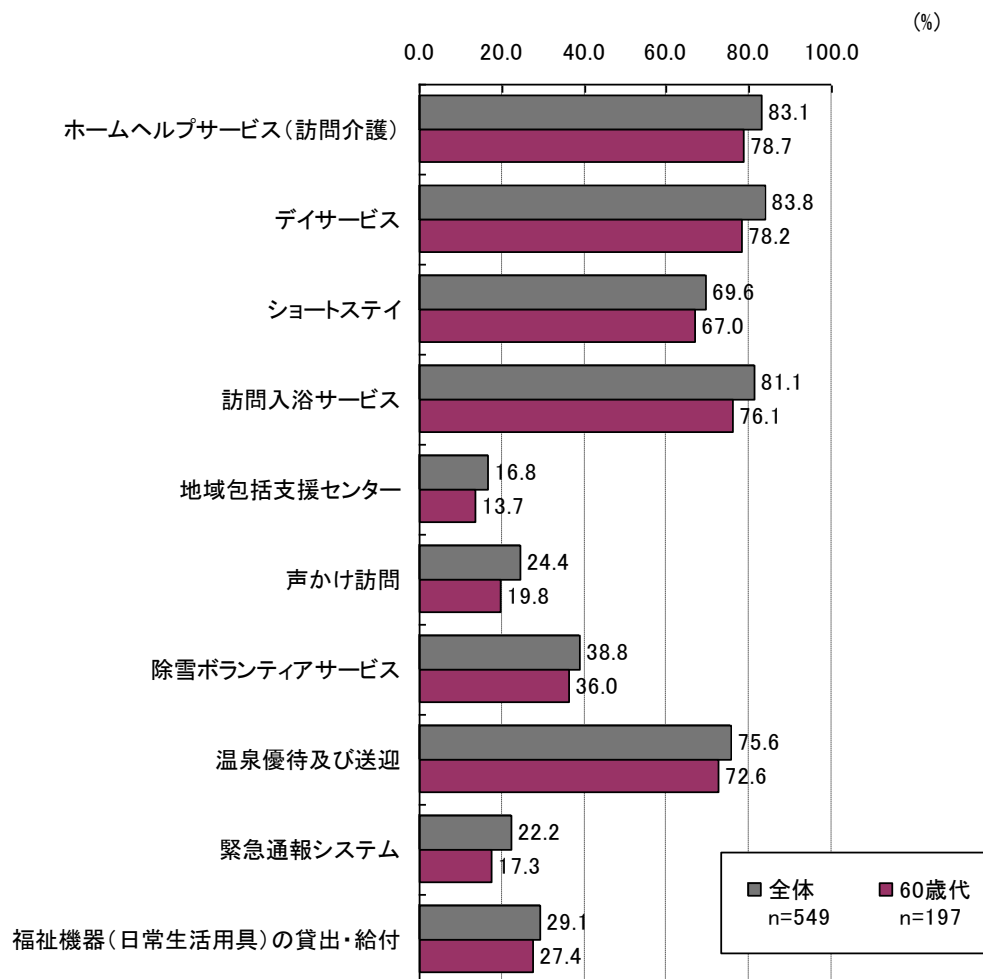


□ 保健・福祉・介護サービスの認知度

「デイサービス」「ホームヘルプサービス（訪問介護）」「訪問入浴サービス」を知っているとする人は8割を超えていますが、60歳代では利用の可能性があるデイサービスや緊急通報システムをはじめ、すべてのサービスについて全体（合計）に比べ認知度が低くなっています。

60歳代では利用する可能性があるサービスを知らない人が多いです。

【次の保健・福祉・介護サービスを知っていますか（あてはまるものに○）】

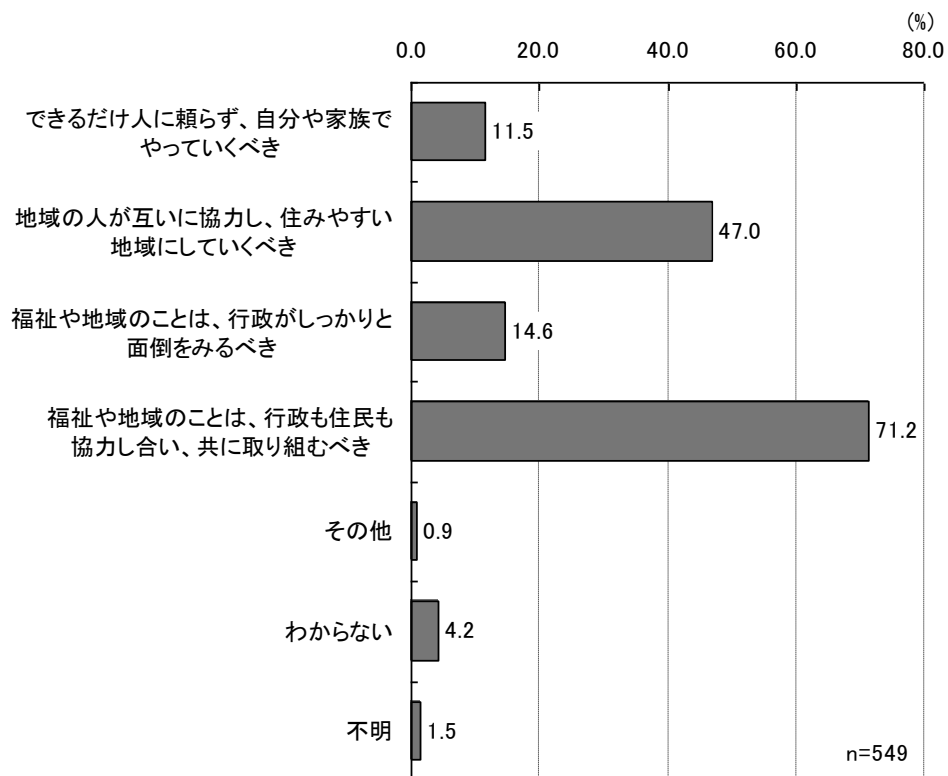


□ これからの福祉と取り組むべき施策

これからの福祉は行政と住民が協働すべきとする人が7割を超えています。また、地域の人が互いに協力するべきも5割弱に上ります。

福祉や地域のことは行政と住民が協働すべきが7割を超えています。

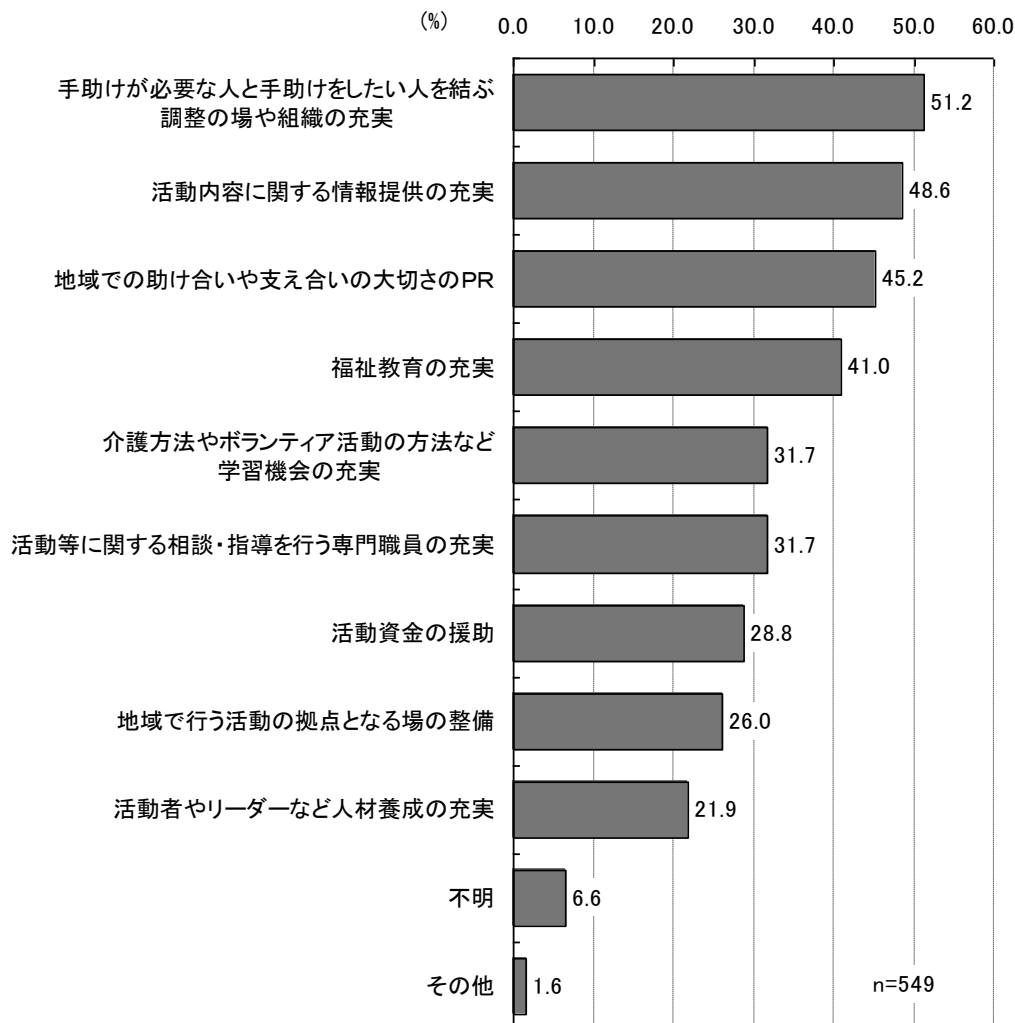
【これからの福祉について、あなたはどのように考えますか（2つまでに○）】



地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げていくために最も必要なことの上位2項目は、「助けが必要な人と助けたい人とを結ぶ組織の充実」と「地域活動の情報提供の充実」です。次いで、「地域での助け合いや支え合いの大切さのPR」「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育の充実」が続いています。

【地域での助け合いや支え合いの活動の輪を広げるために、
今後特にどのようなことが重要だと思いますか（5つまでに○）】

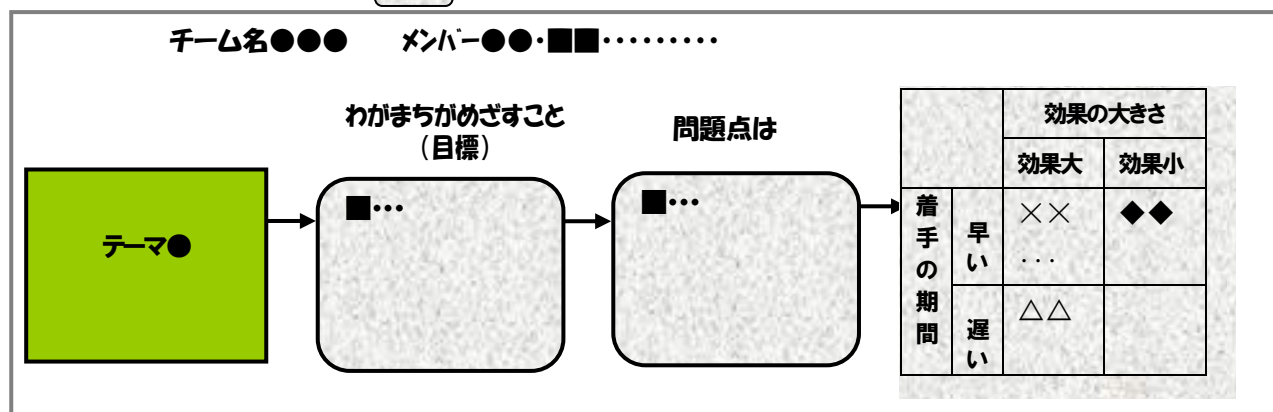
**助け合い活動を推進するためには、組織の充実や情報提供など
多様な施策が望まれています。**



(平成21年10月19日)

項目	内 容
1 開会の挨拶	
2 趣旨と経緯説明	資料1 福島町地域福祉計画について 資料2 福島町地区懇談会の進め方 資料3 地区懇談会のテーマ 資料4 策定委員会で出た意見（地域で気になること）
3 グループワーク 準備	・自己紹介 ・リーダー、記録係、発表者、進行係の決定 ・テーマの選定 ・模造紙のレイアウト作成
4 グループワーク 前半	・「わがまちがめざすこと」の話し合い・作成 ・目標達成に向けて「問題なこと」について話し合い、ポストイットの作成 ・ポストイットを整理して模造紙にマジックで記入
5 グループワーク 後半	・「問題なこと」を地域で解決するために、今後の取組への提案（優先順位をつけて）を話し合い、模造紙を完成させる
6 グループワーク 発表	・わがまちがめざすことを実現するための提案（各グループ発表者） ・他のグループからの意見
7 まとめ	

※ の中を作成



福島町地域福祉計画

～しあわせ  ランド ふくしま～



平成22年3月発行

発行・編集 福島町町民課福祉グループ
住 所 〒049-1392
北海道松前郡福島町字福島820番地
電 話 0139-47-3001 (代表) ・ 4682 (直通)
F A X 0139-47-4406 ・ 4504
E-MAIL fukushi-g@town.fukushima.hokkaido.jp
U R L <http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>